

令和8年度版

# 中富良野町補助金等ハンドブック



中富良野町民のみなさまへ  
中富良野町へ移住を考えているみなさまへ

 **北海道中富良野町**

## 1. はじめに…～「中富良野町補助金等ハンドブックのご活用について」～ 【P2】

## 2. 中富良野町の主な補助金等

### 保健・医療・福祉 ～子育てしやすく健康で安心して暮らせるまち～

- (1) 北海道医療給付事業（重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等） 【P2～3】
- (2) 寝たきり者等おむつ購入費給付事業 【P4】
- (3) 寝たきり高齢者等介護手当支給事業 【P5】
- (4) 特定疾患患者通院交通費給付事業 【P6】
- (5) 腎臓機能障害者交通費給付事業 【P7】
- (6) 重度障害者タクシー乗車券等給付事業 【P8】
- (7) 身体障害者等住宅改修支援事業 【P9】
- (8) 予約型乗合タクシー事業 【P10】
- (9) なかふっこ託児応援事業 【P11】
- (10) CT肺がん検診費用補助金 【P12】
- (11) 任意予防接種事業 【P13】
- (12) インフルエンザ予防接種（高齢者） 【P14】
- (13) 妊婦・産婦健康診査費補助金 【P15】
- (14) 妊娠判定検査補助金 【P16】
- (15) 新生児聴覚検査費用補助金 【P17】
- (16) 定期予防接種費用補助金 【P18】
- (17) 幼児口腔検診・フッ素塗布事業 【P19】
- (18) 各種検診事業 【P20】
- (19) 先進不妊治療費等助成事業 【P21～22】
- (20) 新型コロナウイルス感染症予防接種事業（高齢者） 【P23】
- (21) 帯状疱疹予防接種事業（高齢者） 【P24】
- (22) 中富良野町多胎妊婦健康診査費助成事業 【P25】
- (23) 妊産婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び  
宿泊費助成事業 【P26】

### 産業 ～活力あふれる人材を育てるまち～

- (24) ほ場排水改善促進対策緊急支援事業補助金 【P27】
- (25) 規模拡大支援事業補助金 【P28】
- (26) 農業担い手サポート事業補助金 【P29～30】
- (27) 新農村づくり総合支援事業補助金 【P31】
- (28) 中富良野産ブランド牛育成促進事業補助金 【P32】
- (29) 自給粗飼料生産基盤強化事業補助金 【P33】
- (30) 改良精液・受精卵導入奨励事業補助金 【P34】
- (31) 農業用ビニールハウス骨材等設置事業補助金 【P35】

(32) スマート農業導入緊急対策支援事業補助金	【P 36】
(33) 商工観光みらい応援事業補助金	【P 37～38】
(34) 中小企業補償融資事業補助金	【P 39】
(35) 小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	【P 40】
(36) はたらく住環境応援事業補助金	【P 41】
(37) 商工観光スタートアップ事業補助金【新規】	【P 42～43】
(38) チャレンジショップ支援事業補助金	【P 44】
(39) 造林等推進事業補助金	【P 45】
(40) 有害鳥獣（ヒグマ）被害防止対策支援事業	【P 46】
(41) 電気柵（エゾシカ）整備支援事業【新規】	【P 47】

#### 教育・文化 ～心豊かな人と文化を育むまち～

(42) なかふらの自主企画講座	【P 48】
(43) 児童生徒就学援助事業	【P 49】
(44) 幼稚園就園奨励費補助事業	【P 50】
(45) 奨学資金貸付事業	【P 51】
(46) 奨学金返還支援事業	【P 52】
(47) 高等学校通学費等補助事業	【P 53】
(48) デジタル学習端末購入費支援給付金	【P 54】
(49) 介護福祉士養成施設就学資金貸付事業	【P 55】

#### 生活環境 ～自然と共生する美しく安全なまち～

(50) 新合併処理浄化槽設置整備事業補助金	【P 56】
(51) 高齢者運転免許証自主返納支援事業	【P 57】
(52) ごみ減量化対策補助金	【P 58】

#### 生活基盤・移住・定住 ～さらなる発展への生活環境をつくるまち～

(53) 新定住応援促進事業補助金	【P 59】
(54) 中富良野町自転車用ヘルメット購入補助金	【P 60】
(55) 結婚新生活支援事業補助金	【P 61～62】
(56) 子育て世代等応援定住促進事業補助金	【P 63～64】
(57) 空き家流通促進事業補助金【新規】	【P 65～66】
(58) 子育て世代等新築住宅取得支援事業補助金【新規】	【P 67～68】
(59) 潤いのあるまちづくり事業（チャイルドシート普及促進事業）補助金	【P 69】
(60) 住宅リフォーム促進事業補助金	【P 70～71】
(61) なかふエコ住宅支援補助金	【P 72～73】
(62) 個人住宅用太陽光発電システム等設置補助金	【P 74～75】
(63) 住まいのゼロカーボン化推進事業（断熱改修）補助金	【P 76】

(64) 住まいのゼロカーボン化推進事業（省エネ設備等）補助金 【P77】

(65) 木質ペレットストーブ等設置補助金 【P78】

**共生・協働** ～みんながつながるまち～

(66) 町民手づくり事業補助金 【P79】

**3. その他の事業** 【P80】

中富良野町に居住するにあたっての簡単な情報とQ&A～については、移住パンフレットをご参照ください。

1. はじめに…

**「中富良野町補助金等ハンドブック」のご活用について**

「中富良野町補助金等ハンドブック」は中富良野町で実施している主に個人への補助金等をまとめたもので、「町独自で実施している補助事業」や「町民の皆様の暮らしに役立つ事業」などを掲載しています。

なお、本冊子の掲載内容については、簡潔に記載していますので、詳しい内容は各事業の担当部署へお問い合わせ願います。

2. 中富良野町の主な補助金

**保健・医療・福祉** ～子育てしやすく健康で安心して暮らせるまち～

**(1) 北海道医療給付事業（重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等）**

【担当部署】 税務住民課国保医療係  
【電話番号】 0167-44-2124

【窓口の場所】 役場庁舎 1階

【ホームページアドレス】

<https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000115.html>

【補助金の内容】

- ・ 重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等の健康の保持及び福祉の増進を図るため、道と町が医療費に係る自己負担額を給付する

【補助対象者】

- 重度心身障害者（所得制限あり）
  - ① 身体障害者手帳の交付を受けた方で障害等級 1～3 級（3 級の場合は内臓の障がいに限る）に該当する方
  - ② I Q がおおむね 35 以下の重度の知的障害者（重複障害については I Q がおおむね 50 以下の方）
  - ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、1 級に該当する方
- ひとり親家庭等（所得制限あり）
  - ① 母子家庭の母または父子家庭の父（18 歳未満の子を扶養または監護している方及び 20 歳未満の子を扶養している方）

②母子家庭または父子家庭の子（18歳未満の方及び20歳未満で扶養されている方）

●乳幼児等（所得制限なし）

①18歳（満18歳の年度末）までの方

**【補助内容】**

●重度心身障害者・ひとり親家庭等

- ・18歳（満18歳の年度末）までの方～負担なし（保険給付対象）
- ・非課税世帯～初診時一部負担金（医科580円・歯科510円・柔道整復270円）
- ・課税世帯～1割負担
- ・月額上限～入院：57,600円、通院：18,000円
- ・訪問看護～1割負担（月額上限～非課税世帯：8,000円、課税世帯：18,000円）

※重度心身障害者で精神障害者保健福祉手帳により受給者となる方は、入院に係るものを除く

※ひとり親家庭等の父及び母については、入院・指定訪問看護に係るものに限る

●乳幼児等

- ・負担なし（保険給付対象）

**【実施期間】**

●重度心身障害者・ひとり親家庭等 昭和58年～

●乳幼児等 昭和48年～

**【申請に必要なもの】**

●重度心身障害者

- ・障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・資格確認書または資格情報のお知らせ ・所得を証明する書類
- ・本人確認書類（マイナンバー等）

●ひとり親家庭等

- ・在学証明書（18歳以上20歳未満の扶養されている者のみ）
- ・資格確認書または資格情報のお知らせ ・所得を証明する書類
- ・本人確認書類（マイナンバー等）

●乳幼児等

- ・資格確認書または資格情報のお知らせ ・所得を証明する書類
- ・本人確認書類（マイナンバー等）

**【交付までの流れ】**

①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定

**【備考】**

- ・受給者証は、毎年7月31日までが有効期限となり、7月頃に更新のご案内をします。  
（18歳の方は、18歳に到達する年度の3月31日までが有効期限となります。）

<b>(2) 寝たきり者等おむつ購入費給付事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課介護支援係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・常時おむつを使用している方またはその介護者に対し、おむつ費用の負担を軽減する目的で1日につき100円給付する ※ショートステイ（短期入所）、施設入所、介護療養型に入院している等の期間を除く	
<b>【補助対象者】</b> 次の①～③の全ての要件に該当する方 ①小学校就学始期以上の方 ②中富良野町に1年以上住所を有する方 ③次のいずれかに該当し、常時おむつを使用している方 ・寝たきりの方 ・心身障害者または排泄機能に障がいをもつ方	
<b>【補助金額】</b> 1日につき100円	
<b>【実施期間】</b> 平成7年度～	
<b>【申請に必要な手続き】</b> <input type="radio"/> 認定申請 ・申請書 ・給付金の振込先がわかる預金通帳等  <input type="radio"/> 交付申請（認定申請後、年2回） ・署名	
<b>【交付までの流れ】</b> ①認定申請⇒ ②認定審査⇒ ③交付申請⇒ ④交付決定⇒ ⑤指定口座へ振込（年2回）	
<b>【備考】</b>	

<b>(3) 寝たきり高齢者等介護手当支給事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課介護支援係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・在宅生活をしている65歳以上で寝たきりまたは認知症の方、65歳未満の寝たきり重度心身障害者・寝たきり特定疾患患者の介護者に月額3万円を支給する ※1ヶ月につき、20日以上在宅で生活している場合のみ支給される ※入院、ショートステイ（短期入所）、施設に入所している期間は対象外	
<b>【補助対象者】</b> 在宅で次のいずれかに該当する方と同居し、常時介護をしている方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上で寝たきりまたは認知症の方（要介護認定を受け、要介護度4または5に該当している方）</li> <li>・65歳未満の寝たきり重度心身障害者（6ヶ月以上継続して寝たきりで身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定に該当する方）</li> <li>・寝たきり特定疾患患者（6ヶ月以上継続して寝たきりで「特定疾患医療受給者証」・「特定疾患患者認定書」・「先天性血液凝固因子障害医療受給者証」・「先天性血液凝固因子障害患者認定証」のいずれかの交付を受けている方）</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> 月額3万円	
<b>【実施期間】</b> 平成3年度～	
<b>【申請に必要な手続き】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・給付金の振込先がわかる預金通帳等</li> <li>・（寝たきり重度心身障害者のみ）身体障害者手帳または療育手帳</li> <li>・（寝たきり特定疾患患者のみ）特定疾患受給者証・特定疾患患者認定書・先天性血液凝固因子障害医療受給者証・先天性血液凝固因子障害患者認定証</li> </ul>	
<b>【交付までの流れ】</b> ①認定申請⇒ ②認定審査⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込（年2回）	
<b>【備考】</b>	

<b>(4) 特定疾患患者通院交通費給付事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課社会福祉係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定疾患で町外の医療機関に通院する方を対象に鉄道賃（普通旅客運賃及び普通急行料金）相当額の1/2を支給する（10円未満切り捨て）</li> <li>・ 特に介護を必要とし医師の証明があるときは、介護者にも相当額の1/2を支給する</li> </ul>	
<b>【補助対象者】</b> 次の①～④の全ての要件に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中富良野町に居住し、住民基本台帳に登録されている方</li> <li>② 「特定疾患医療受給者証」または「特定疾患登録者証」の交付を受けている方</li> <li>③ 生活保護法による医療扶助の移送費等の給付を受けていない方</li> <li>④ 前年の所得が、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」の規定による額を超えていない方</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> 鉄道賃（普通旅客運賃及び普通急行料金）相当額の1/2（10円未満切り捨て）	
<b>【実施期間】</b> 平成4年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定申請           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定疾患医療受給者証または特定疾患登録者証</li> <li>・ 給付金の振込先がわかる預金通帳等</li> </ul> </li> <li>○ 交付申請（認定申請後、年2回）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定疾患医療受給者証または特定疾患登録者証</li> <li>・ 通院証明書</li> </ul> </li> </ul>	
<b>【交付までの流れ】</b> ① 認定請求⇒ ② 認定審査⇒ ③ 交付申請⇒ ④ 交付決定⇒ ⑤ 指定口座へ振込（年2回） ※継続して交付を受けるためには、③の手続きが必要となる（年2回）	
<b>【備考】</b>	

<b>(5) 腎臓機能障害者交通費給付事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課社会福祉係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・腎臓機能に障がい有し、人工透析療法を受けるために町外の医療機関に通院する方を対象に鉄道賃（普通旅客運賃及び普通急行料金）またはバス運賃相当額の1/2を支給する（10円未満切り捨て）</li> <li>・特に介護を必要とし医師の証明があるときは、介護者にも相当額の1/2を支給する</li> </ul>	
<b>【補助対象者】</b> 次の①～③の全ての要件に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>①中富良野町に居住し、住民基本台帳に登録されている方</li> <li>②腎臓機能障害により、人工透析療法を受けており、身体障害者手帳の交付を受けている方</li> <li>③生活保護法による医療扶助の移送費等の給付を受けていない方</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> 実費負担額（鉄道賃またはバス運賃）相当額の1/2（10円未満切り捨て）	
<b>【実施期間】</b> 昭和55年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定申請           <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・給付金の振込先がわかる預金通帳等</li> </ul> </li> <li>○交付申請（認定申請後、年2回）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・特定疾病療養受療証</li> <li>・通院証明書</li> </ul> </li> </ul>	
<b>【交付までの流れ】</b> ① 認定請求⇒ ② 認定審査⇒ ③ 交付申請⇒ ④ 交付決定⇒ ⑤ 指定口座へ振込（年2回） ※継続して交付を受けるためには、③の手続きが必要となる（年2回）	
<b>【備考】</b>	

<b>(6) 重度障害者タクシー乗車券等給付事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課社会福祉係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている重度障害者の方へ、富良野沿線ハイヤー協会に加盟している会社で使用できるタクシー乗車券または町と契約を締結しているガソリンスタンドで使用できる自動車等給油券を交付する	
<b>【補助対象者】</b> 次の①及び②の要件に該当する方 ①中富良野町に居住し、住民基本台帳に登録されている方 ②次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢障害または体幹機能障害 1 級～1 種 3 級の方</li> <li>・視覚障害 1～2 級の方</li> <li>・内臓機能障害（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓）またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害者 1～3 級の方</li> <li>・療育手帳 A 判定に該当する方</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> 下記のどちらかを選択 ① タクシー乗車券 1 人につき 36 枚 ※チケット 1 枚で基本料金（初乗り料金）が無料 ② 自動車等給油券 1 人につき 10 枚 ※1 枚 1,000 円の助成	
<b>【実施期間】</b> 平成5年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳または療育手帳</li> <li>・印鑑</li> <li>・車検証（自動車等給油券申請者のみ）</li> </ul>	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②タクシーチケットまたは自動車等給油券交付 ※継続して交付を受けるためには、年度ごとの申請が必要となる	
<b>【備考】</b> ・使用期限は、交付された年度のみ有効（4 月上旬～翌年 3 月 31 日まで）	

<b>(7) 身体障害者等住宅改修支援事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課社会福祉係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・重度心身障害者及び介護保険法に基づく要介護認定または要支援認定を受けた方の在宅福祉の推進を図るため、住宅改修費用の一部を助成する。	
<b>【補助対象者】</b> 次の①～③すべての要件に該当する方 ①町内に住所を有している方 ②日常生活用具給付事業または居宅介護住宅改修費の支給を受け、支給限度基準額を超える住宅改修を行う方 ③町税や公共料金を滞納していない方	
<b>【補助金額】</b> ・当該住宅改修にかかる費用から日常生活用具事業または居宅住宅改修費の支給限度基準額を差し引いた額の90/100に相当する額（上限額18万円）	
<b>【実施期間】</b> 平成13年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・領収書及び工事内訳書 ・介護支援専門員等が作製した住宅改修が必要な理由書 ・工事箇所ごとの改修前及び改修後の写真 ・（借家等に居住している世帯のみ）住宅所有者の承諾書	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②交付決定⇒ ③指定口座へ振込	
<b>【備考】</b>	

<b>(8) 予約型乗合タクシー事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課社会福祉係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00001150.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00001150.html</a>	
<b>【制度の内容】</b> ・高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児等の通院や買い物、閉じこもり予防など暮らしを支える交通移動手段の確保のため「予約型乗合タクシー」の運行を実施する	
<b>【利用対象者】</b> 次のいずれかの条件を満たす方で、町内に在住し住民登録されている方 ① 65歳以上の方（満年齢） ② 障がい者手帳をお持ちの方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） ③ 妊婦の方 ④ 乳幼児（小学校入学前の幼児） ⑤ その他町長が認める者 （指定難病等の方・介護保険の認定を受けている方・医療保険の特定疾病対象者・国で定めている公費負担医療制度に該当する方（一部除く）） ⑥ ①から⑤の介助者または保護者 ⑦ 高校生	
<b>【利用金額】</b> 町内全域一律料金（片道） 小学生以下 100円、中学生以上 300円（介助者または保護者も同額） ※なかふらのクリニック受診の際は往復無料	
<b>【実施期間】</b> 平成25年8月～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・印鑑 ・障がい者手帳、母子健康手帳（補助対象者②・③の方） ・介護保険証、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証等、その他病名のわかるもの （補助対象者⑤の方）	
<b>【利用までの流れ】</b> ①申請⇒ ②登録者カード到着⇒ ③電話若しくはスマートフォンより予約	
<b>【備考】</b> ・運行区域 町内限定 ・運行日時 通年運行（日曜日を除く） 午前8時から午後5時 ・予約受付 午前8時から午後5時（土曜・祝日受付可能） ・予約型乗合タクシー専用電話番号 0167-44-2265	

<b>(9) なかふっこ託児応援事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課社会福祉係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000769.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000769.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・「なかふらのこども園」で行う「一時保育事業」や「NPO 法人こどもサポートふらの」で行う「ファミリーサポートセンター事業」や「託児サポート事業（集団託児）」を利用する際に、1人1時間あたり200円の軽減を行う（ひとり親世帯については、1人1時間あたり300円軽減）	
<b>【補助対象者】</b> 次の①～③の全ての要件に該当する方 ①小学生以下の方 ②中富良野町に住所を有する方 ③一時保育事業やファミリーサポートセンター事業等を利用する方	
<b>【補助金額】</b> 一般世帯 1人1時間あたり200円 ひとり親世帯 1人1時間あたり300円 ※30分となる場合はそれぞれの軽減額に2分の1を乗じて軽減	
<b>【実施期間】</b> 平成28年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> 利用にあたって福祉課への手続きは必要ありませんが、一時保育事業やファミリーサポートセンター事業等を利用する際に、事業者への手続きが必要となります。 ※事業者を利用料をお支払いする段階で、自動的に軽減されます。	
<b>【交付までの流れ】</b> ①事業者への利用申請⇒ ②託児等利用⇒ ③事業者へ料金の支払い（自動的に軽減されます）	
<b>【備考】</b> 軽減された費用については、町から事業者へ直接支払いになります。 一時保育事業やファミリーサポートセンター事業等の利用料は直接事業者にお問い合わせください。 <b>【一時保育事業】</b> なかふらのこども園（電話 0167-44-2537） <b>【ファミリーサポートセンター事業等】</b> NPO 法人こどもサポートふらの ファミサボ事務局（電話 0167-45-6966）	

<b>(10) CT肺がん検診費用補助金</b>	
【担当部署】 福祉課健康推進係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】 <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000104.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000104.html</a>	
【補助金の内容】 ・なかふらのクリニックでCT肺がん検診を受けた方へ5千円（検診料金1万円）を補助する	
【補助対象者】 ・町内に住民登録を有する年度末までに40歳以上になる方	
【補助金額】 5千円	
【実施期間】 平成22年度～	
【申請に必要なもの】 ・なかふらのクリニックに直接申込（電話 0167-44-2020）	
【交付までの流れ】 ①申込⇒ ②検診案内通知⇒ ③検診受診⇒ ④窓口で検診料金（5千円）の支払い	
【備考】	





<b>(12) インフルエンザ予防接種（高齢者）</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課健康推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00001460.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00001460.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・インフルエンザ予防接種の接種費用の全額を助成	
<b>【補助対象者】</b> ・住民登録を有し、接種日において、満65歳以上の方 ・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または免疫の機能に障がいがあり、身の日常生活が極度に制限されている方（身体障害者手帳1級相当）	
<b>【補助金額】</b> ・なかふらのクリニックで接種～全額助成（1回のみ）	
<b>【実施期間】</b> 平成23年度～ 毎年10月～3月	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・なかふらのクリニックに直接予約（電話 0167-44-2020） ・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または免疫の機能に障がいのある方は、医療機関に身体障害者手帳を提示すること ※身体障害者手帳がない場合は医師の診断書等を提示すること	
<b>【交付までの流れ】</b> ①予約⇒ ②ワクチン接種	
<b>【備考】</b>	

<b>(13) 妊婦・産婦健康診査費補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課健康推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・妊婦・産婦が医療機関等で受ける妊婦健康診査に要した費用を補助する	
<b>【補助対象者】</b> ・町内に住所を有する妊娠届出をした者及び出産したもので、道外への里帰り等により妊婦一般健康診査受診票及び産婦健康診査受診票を利用できない医療機関等で妊婦健診を受けた者。	
<b>【補助金額】</b> ・妊婦一般健診及び産婦一般健診に係る費用。ただし、北海道が道内医療機関等と協定している単価を上限とします。 ・超音波検査に係る費用。ただし、妊娠12週頃（前後3週間）、26週頃（前後1週間）、34週頃（前後1週間）、36週頃（前後1週間）、37週前頃（前後1週間）、38週頃（前後1週間）に受けた検査を対象とし、1回につき5,300円を上限とします。	
<b>【実施期間】</b> 平成21年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・妊婦健康及び産婦健康診査費補助金交付申請書 ・診察月日と同日付けの領収書（又はその写し） ・母子健康手帳の「妊娠中の経過」「検査の記録」「出産後の母体の経過」の写し ・振込先の口座が確認できるもの（預金通帳など） ・印鑑	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②交付決定⇒ ③指定口座へ振込	
<b>【備考】</b>	

<b>(14) 妊娠判定検査補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課健康推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・医療機関等で受ける妊娠判定検査に要した費用を補助する。	
<b>【補助対象者】</b> ・町内に住所を有する妊娠判定検査を受検した女性で、非課税世帯または生活保護世帯の者。	
<b>【補助金額】</b> ・医療機関における妊娠判定検査にかかる費用とし、1回当たりの上限を10,000円とします。	
<b>【実施期間】</b> 令和5年4月～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・妊娠判定検査内容又は結果が記載されたもの ・検査実施月日と同日付の領収証（又はその写し） ・振込先の口座が確認できるもの（預金通帳など）	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②交付決定⇒ ③指定口座へ振込	
<b>【備考】</b>	

<b>(15) 新生児聴覚検査費用補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課健康推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00001720.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00001720.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・新生児聴覚検査を受けた方へ 5,000 円を上限に補助する	
<b>【補助対象者】</b> ・聴覚検査を受ける日及び申請日において町内に住所を有する新生児又は乳児で、道外への里帰り等により新生児聴覚検査受診票を利用できない医療機関等で新生児聴覚検査を受けた者 ・対象となる検査は自動聴性脳幹反応検査（AABR）又は耳音響放射検査（OAE）とし、対象者が出生後入院中（入院中に実施できない児においては、生後3か月を迎える日の前日まで）に実施した検査	
<b>【補助金額】</b> 聴覚検査に要した額。ただし 5,000 円を上限とします。	
<b>【実施期間】</b> 令和 2 年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・新生児聴覚検査費用補助金交付申請書 ・検査費用が確認できる領収書や診療明細書（又はその写し） ・検査結果が記載されているもの（母子健康手帳など）の写し ・振込先の口座が確認できるもの（預金通帳など） ・印鑑	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②交付決定⇒ ③指定口座へ振込 ※検査を受けた日の属する年度末までに申請してください。	
<b>【備考】</b>	

<b>(16) 定期予防接種費用補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課健康推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・里帰り等で町外に滞在する方や施設入所、入院等により他市町村の医療機関等で受けた定期予防接種に要した費用を補助する。	
<b>【補助対象者】</b> ・接種日において中富良野町に住民登録を有する者で、予防接種法施行令第1条の3に定める年齢の者	
<b>【補助金額】</b> 接種費用の全額又は自己負担額を除いた額	
<b>【実施期間】</b> 平成29年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> <input type="radio"/> 実施依頼申請 ・中富良野町予防接種実施依頼申請書 <input type="radio"/> 交付申請 ・定期予防接種費用補助申請書（償還払用） ・予防接種の費用が確認できる領収書や診療明細書（又はその写し） ・母子健康手帳の予防接種の記録欄の写し ・予防接種予診票 ・振込先の口座が確認できるもの（預金通帳など） ・印鑑	
<b>【交付までの流れ】</b> ①実施依頼申請⇒ ②認定審査⇒ ③接種を受ける⇒ ④交付申請⇒ ⑤交付決定⇒ ⑥指定口座へ振込 ※予防接種を受けた日の属する年度末までに交付申請してください。	
<b>【備考】</b>	

<b>(17) 幼児口腔検診・フッ素塗布事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課健康推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・ 町内の指定歯科医院で口腔検診・フッ素塗布を受ける方へ費用を補助する	
<b>【補助対象者】</b> ・ 実施期間において、1歳3か月～3歳8か月の幼児	
<b>【補助金額】</b> 口腔検診・フッ素塗布にかかる費用全額	
<b>【実施期間】</b> 5月1日～31日、11月1日～30日	
<b>【申請に必要なもの】</b> 特になし	
<b>【交付までの流れ】</b> 下記の物を指定歯科医院に持参すると、口腔検診・フッ素塗布を無料で受けることができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口腔検診・フッ素塗布受診票（実施期間が近づきましたら、対象者全員に送付します）</li> <li>・ 母子健康手帳</li> </ul>	
<b>【備考】</b>	

<b>(18) 各種検診事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課健康推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000104.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000104.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・各種検診（健康診査・がん検診・子ども健診・歯周疾患検診）の料金の全額及び一部を助成する。	
<b>【受診対象者】</b> 中富良野町に住所登録を有し、下記に該当する方 ※各検診によって対象年齢が異なります ①健康診査：若年健診（20歳～39歳）・お達者健診（75歳以上） ②がん検診：肺がん（40歳以上）、胃がん（30～79歳）、大腸がん（30歳以上）、乳がん（30歳以上女性）、子宮がん（20歳以上女性）、前立腺がん（50歳以上男性） ③ 骨粗鬆症検診（20～70歳の5歳刻み女性）【全額助成】 ④ 日帰り健康ドック（30～74歳） ⑤ エキノコックス症検査（小3以上）【全額助成】 ⑥ 肝炎ウイルス検査（40歳以上）【全額助成】 ⑦ 子ども健診（小5・中2）【全額助成】 ⑧ 歯周疾患検診（20・30・40・50・60・70歳）【全額助成】	
<b>【補助金額】</b> 各種受診費用の全額または、一部を助成した金額 ※②、④は、各加入保険で検診料金が異なりますので、各種料金については直接お問い合わせください。	
<b>【実施期間】</b> ※なかふらのクリニックまたは、なかまーるで受診できます なかふらのクリニック：毎年5月～2月 なかまーる（なかふミニドック）：毎年6月・10月の休日含む各4日間 なかまーる（レディース検診）：毎年7月又は8月・2月の各3日間	
<b>【受診の流れ】</b> (ア) 福祉課健康推進係に予約 (イ) 検診前に受診票を郵送 (ウ) 当日、各会場にて受診 (エ) 受診後約1ヶ月で結果返却（保健指導）	
<b>【備考】</b>	

<b>(19) 先進不妊治療費等助成事業</b>	
<p>【担当部署】 福祉課健康推進係 【電話番号】 0167-44-2125</p>	<p>【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階</p>
<p>【ホームページアドレス】 北海道：<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/hunin_josei.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/hunin_josei.html</a></p>	
<p>【補助金の内容】 医療保険の適用外となる先進不妊治療費（厚生労働省から承認された先進医療）に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>1. 治療費：対象者が医療保険適用の特定不妊治療と併用して実施した先進不妊治療費要した費用。 2. 交通費：対象者（中富良野町に住所を有する者）が先進不妊治療費を受診するために要する医療機関の交通費。</p>	
<p>【補助対象者】 先進不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、次の全ての要件に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦のいずれかが治療終了時及び申請時に中富良野町に住所を有していること。</li> <li>・婚姻をしている夫婦（事実婚関係のある方も含む）。</li> <li>・中富良野町に税の滞納がないこと。</li> </ul>	
<p>【補助金額】</p> <p>1. 治療費：①医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療にかかった自己負担額7割(3.5万円を上限)を助成。②助成回数は、保険診療の回数に準じ、初回助成時の治療開始日において40歳未満の方は1子ごとに6回まで、40歳から43歳未満の方は1子ごと3回まで。 2. 交通費：自宅から医療機関の片道が25kmを超える方を対象に、距離に応じ交通費等の一部を助成。</p>	
<p>【実施期間】 令和6年4月1日より</p>	
<p>【申請に必要なもの】 1回の検査・治療終了毎に、妊娠に至った日又は医師の判断により治療を終了した日の翌日から60日以内に次の書類を添えて窓口まで申請ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中富良野町先進不妊治療費など助成申請書（別記様式第1号）</li> <li>2. 中富良野町先進不妊治療受診など証明書（別記様式第2号）</li> <li>3. 住民票謄本</li> <li>4. 検査・治療に係る領収書（原本）</li> <li>5. 健康保険証</li> <li>6. 振込先口座が分かるもの（通帳の写し等）</li> <li>7. 事実婚の場合は事実婚に関する申立書（別記様式第3号）が必要</li> </ol>	
<p>【交付までの流れ】 1. 1回の検査・治療終了毎に、妊娠に至った日又は医師の判断により治療を終了した日の翌日から60日以内に申請。</p>	

2. 申請書類受理後に審査を行い、助成が適当と認めるときは先進不妊治療費など助成交付金決定書を申請者に通知し、指定された口座に振込を行う。

**【備考】**

詳しくは、北海道不妊治療等助成事業のご案内をご覧ください。

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/hunin\\_josei.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/hunin_josei.html)





<b>(22) 中富良野町多胎妊婦健康診査費助成事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課健康推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> 多胎妊婦に対し、中富良野町妊婦健康診査実施要領で規定する回数に追加で受診する妊婦健康診査に係る費用の一部を助成する。	
<b>【補助対象者】</b> ・中富良野町に住所を有する多胎児を妊娠している者	
<b>【補助金額】</b> ・追加の妊婦健康診査 1 回の受診につき 5,000 円、5 回上限（上限に達しない場合は医療機関等に支払った額）	
<b>【実施期間】</b> 令和 7 年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・多胎妊婦健康診査費助成金交付申請書 ・母子健康手帳の「妊娠中の経過」 ・追加実施した妊婦健康診査実施月日と同日付けの領収証又はその写し ・振込先の口座が確認できるもの（預金通帳など）	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②交付決定⇒ ③指定口座へ振り込み	
<b>【備考】</b>	

<b>(23) 妊産婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課健康推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> 妊産婦が分娩可能な、高度な周産期医療を行う周産期母子医療センター等にて妊婦一般健康診査及び産婦健康診査（以下、健康診査）及び分娩を行う必要がある場合、自宅又は里帰り先から周産期母子医療センターまでの移動時間が概ね 60 分を超える場合、その交通費と宿泊費の一部を助成する。	
<b>【補助対象者】</b> 次の全てに該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中富良野町に住所を有する者</li> <li>・中富良野町から健康診査受診票の交付を受けている者</li> <li>・住所地（又は里帰り先）から最も近い、対象妊産婦の受け入れが可能な周産期母子医療センターまで概ね 60 分以上の移動時間を有する者</li> <li>・医学的な理由等から、周産期母子医療センターでの健康診査及び分娩行う必要があると認められた者。</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費：自宅から周産期母子医療センターまでの距離に応じた金額（出産前 14 回、出産時 1 回、出産後 2 回を上限）</li> <li>・宿泊費：7,600 円を上限（最大 14 泊まで）</li> </ul>	
<b>【実施期間】</b> 令和 7 年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金交付申請書</li> <li>・母子健康手帳の写し</li> <li>・周産期母子医療センター通院及び分娩理由書</li> <li>・宿泊日、宿泊者、宿泊施設名、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収証などの書類（宿泊費の助成を受ける場合のみ。）</li> <li>・振込先の口座が確認できるもの（預金通帳など）</li> </ul>	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②交付決定⇒ ③指定口座へ振り込み	
<b>【備考】</b>	

<b>(24) ほ場排水改善促進対策緊急支援事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 農林課農政係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2106	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・夏季から収穫期にかけて、高温多雨・湿害による農作物の被害が発生するほ場が多発していることから、農作物を安定的に生産・供給するために、農業生産基盤の整備に要する経費に対して補助し、高収益農業の実現と農業経営の安定と向上を図る	
<b>【補助対象者】</b> ・ほ場を整備する町内に在住する農業者、農地所有適格法人並びに町長が特に認めた農業者	
<b>【補助金額】</b> ・補助対象工事は、心土破砕、排水工事、客土工事、土砂流出入に係る復旧工事、整地・均平工事とする。ただし、町長が特に必要と認めた工事は対象とする ・補助対象ほ場は、国・道補助事業に該当しない町内のほ場とする。ただし、レーザーレベラーについては国・道補助事業に該当する町内ほ場は対象とする。また、事業が後年度となり、つなぎで施工する場合は対象とする ・1年間に同一ほ場で同一工事を行う場合は、1回限りの補助対象とする ・補助率は、排水工事は対象事業費の50%とし、その他の工事は対象事業費の25%とする。 ・補助金額は、1農業者等50万円以内（単年度）を限度とし、円未満を切り捨てとする	
<b>【実施期間】</b> 平成22年度～令和10年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・補助金交付申請書（別記第1号様式） ・実績報告書（別記第2号様式） ・必要と認める書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤補助金交付	
<b>【備考】</b>	

<b>(25) 規模拡大支援事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 農林課農政係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2106	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・ 農業者が将来にわたって意欲と希望を持てる農業の展開を図るため、担い手による規模拡大のための農地取得及び新規の規模拡大の賃貸借に対して補助し、経営の安定化、耕作放棄地の未然防止及び農地の集積化を進める	
<b>【補助対象者】</b> ・ 農地の規模拡大を図る町内に在住する農業者等、農地所有適格法人並びに町長が特に認めた農業者（以下「農業者等」という。）に対し、補助金を交付する ・ 町内の農業者等が規模拡大のために農地（田・畑）を取得または新規に賃貸借（3年以下及び農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業に係るものは除く）したもので、町農業委員会で斡旋したもの等とする。ただし町税等を完納していないものは除く	
<b>【補助金額】</b> ・ 規模拡大のために農地（田・畑）を取得の場合、売買価格の2%とし、円未満切り捨てとする。ただし同一農地の賃貸借と同年度の交付は行わない ・ 規模拡大のために新規で農地（田・畑）を賃貸借の場合、田は10a当たり4,400円、畑は10a当たり1,350円とし、円未満切り捨てとする。ただし賃貸借料がこの額に満たない場合はその額とし、円未満切り捨てとする。また、3回の交付を限度とし、同一農地の取得と同年度の交付は行わない ・ （公益）北海道農業公社が行う農地売買等事業において、農地（田・畑）の売買を行った場合、手数料の50%とし、円未満切り捨てとする。	
<b>【実施期間】</b> 平成22年度～令和9年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・ 補助金交付申請書（別記第1号様式） ・ 必要と認める書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④補助金交付	
<b>【備考】</b>	

<b>(26) 農業担い手サポート事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 農林課農政係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2106	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000504.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000504.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・農業の後継者、意欲を持った新規就農者や農地所有適格法人など、多様な担い手の育成・確保を推進するため、農業担い手サポート事業補助金を交付する	
<b>【補助対象者】</b> ① 研修支援助成事業 (1) 新卒等就農者 (2) 新規就農者 ② 研修学費支援事業 (1) 新卒等就農者 (2) 新規就農者 (3) 本事業等の認定を受けた者の配偶者（概ね45歳未満の者） ③ 家賃支援事業 町内の賃貸住宅に入居し、研修支援助成事業により研修する者で、次に掲げる要件を全てみたす者 (1) 既婚者 (2) 賃貸住宅の賃貸借契約を締結していること。 (3) 当該賃貸住宅の家賃の滞納がないこと。 (4) 過去に当該補助事業による補助を受けていないこと。 ④ 新規就農支援事業 新規就業に必要な経費に補助する者で、次に掲げる要件を全てみたす者 (1) 新規就農者 (2) 研修支援助成事業の研修を2年以上終了した者 (3) 過去に当該補助事業による補助を受けていないこと。	
<b>【補助金額】</b> ① 研修支援助成事業 (1) 単身者 月額5万円（就農（事業）計画に基づく研修期間内で24ヶ月を限度とする。） (2) 既婚者 月額10万円（就農（事業）計画に基づく研修期間内で24ヶ月を限度とする。） ② 研修学費支援事業 研修等の学費実費とし年額12万円を限度とする。（研修支援事業の期間内で2年間以内とする。但し、本事業等の認定を受けた者の配偶者は交付決定日から2年間以内とする。） ③ 家賃支援事業 月額の賃貸料にかかる経費50%の額または2万円のいずれか低い額に賃貸月数を乗じた額（研修支援研修事業で24ヶ月を限度とする。）	

④ 新規就農支援事業

- (1) 就農にかかる対象経費（機械・設備・施設等）の50%の額または200万円のいずれか低い額
- (2) 補助金交付は、期間内であれば限度額（200万円）まで補助を受けることができる。
- (3) 認定日から起算して5年までの申請とする。

**【実施期間】** 平成23年度～令和10年度（平成5年度～平成22年度 新卒等就農者補助金）

**【申請に必要なもの】**

- ・別紙 農業担い手認定登録申請書ほか各種様式

**【交付までの流れ】**

- ①事前聞き取り調査⇒ ②交付申請⇒ ③申請書類の審査⇒ ④認定審査会の審査⇒  
⑤認定⇒ ⑥研修発表⇒ ⑦交付申請⇒ ⑧補助金交付

**【備考】**

1 新卒等就農者

町内で農業を営む者（3親等以内の親族）の後継者として従事する者等

2 新規就農者

町内で新たに農業を営む者

**【共通要件】**

- 1 新卒等就農者等及び、新規就農者は、町内に居住し就農する者で年齢が概ね45歳未満の者
- 2 単身者とは、配偶者がいない者
- 3 既婚者とは、配偶者がいる者で、町内に居住し、かつ、住民登録されている世帯
- 4 町内において3親等以内の親族で、農業を営む者には、法人の構成員を含む。
- 5 申請日の属する年度の前年度において、納付すべき市町村民税や公共料金の滞納がないこと。
- 6 交付決定者が認定日から起算して5年以内に自己の都合で農業経営を中止しないこと。
- 7 交付決定者が認定日から起算して5年以内に町外に転出しないこと。
- 8 この事業内容と同様の国等の事業がある場合は、国等の事業を優先すること。
- 9 本事業と重複する他の補助を同時に受けないこと。
- 10 独立、自営就農する新規就農者は、次に掲げる各号の要件を満たさなければならない。
  - (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づき、青年等就農計画を作成し町長の認定を受けた者
  - (2) 農地の所有権または利用権を新規就農者が有しており、原則として新規就農者の所有と親族以外からの貸借が主であること。
  - (3) 主要な農業機械・施設を新規就農者が所有している、または借りていること。
  - (4) 生産物や生産資材等を新規就農者の名義で出荷・取引すること。
  - (5) 新規就農者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支が新規参入者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - (6) 新規就農者が農業経営に関する主宰権を有していること。
  - (7) 年間150日程度以上業務に従事すること。
- 11 新卒等就農者及び新規就農者は、別に定めるところにより成果発表を行うこと。

<b>(27) 新農村づくり総合支援事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 農林課農政係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2106	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000041.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000041.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・ 農業者が自発的に事業計画を構築し自己責任において、取組ができる制度とし、補助金を適正かつ効果的に配分するために公募による補助制度を設け、新農村づくり総合支援補助事業を実施する。	
<b>【補助対象者】</b> ・ 町内に在住する農業者及び農業者関係団体（3人以上で構成される団体） ・ 政治、宗教を目的とする団体と町の施策的補助金を受けている団体は応募ができない ・ 農業者がいきいきと営農できる環境づくりと農業経営の向上及び利益につながる事業または活動	
<b>【補助金額】</b> 補助率： 1/2以内 事業費限度額 個人： 200万円以内（補助金 100万円） 団体： 400万円以内（補助金 200万円） 補助金限度額 ・ケイ酸肥料散布機 1台につき10万円限度 ・看板設置 1戸につき5万円限度 ・OA機器一式 10万円限度 ・農業機械器具については50万円以上は対象外	
<b>【実施期間】</b> 平成16年度～令和9年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・ 新農村づくり総合支援補助事業補助金等公募申請書類 様式1（新農村づくり総合支援補助事業補助金等公募申請書） 様式2（事業・活動・効果計画書）写真等による企画・提案書を添付 様式3（団体の概要調書） ・ 実績報告書関係書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②補助金検討委員会の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤補助金交付	
<b>【備考】</b> 優良事業の成果発表あり	

<b>(28) 中富良野産ブランド牛育成促進事業補助金</b>	
【担当部署】 農林課畜産係 【電話番号】 0167-44-2106	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 ・ 町内肉牛農家より生産される優良肥育素牛の導入を促進し、地場産飼料の利用によるブランド化や資源循環型農業の推進を図る	
【補助対象者】 ・ 町内の繁殖農家より生産される優良肥育素牛を購入した町内肥育生産者	
【補助金額】 ・ 1頭当り10万円とする。1戸当り年間1頭を基本とする。ただし1戸当り3年間で上限3頭とし年度間で調整できる	
【実施期間】 平成21年度～令和10年度	
【申請に必要なもの】 ・ 補助金交付申請書（別記第1号様式） ・ 必要と認める書類	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④補助金交付	
【備考】	

<b>(29) 自給粗飼料生産基盤強化事業補助金</b>	
【担当部署】 農林課畜産係 【電話番号】 0167-44-2106	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 ・ 町内畜産農家の自給粗飼料の生産を促進し、自給飼料基盤の強化、畜産経営の安定を図る	
【補助対象者】 ・ 町内の牛飼育農家 ・ 草地造成及び更新に係る経費に対し補助する	
【補助金額】 ・ 事業費の1/2とする。ただし、10a当りの補助金の上限額を5千円とする	
【実施期間】 平成21年度～令和10年度	
【申請に必要なもの】 ・ 補助金交付申請書（別記第1号様式） ・ 必要と認める書類	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④補助金交付	
【備考】	

<b>(30) 改良精液・受精卵導入奨励事業補助金</b>	
【担当部署】 農林課畜産係 【電話番号】 0167-44-2106	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 ・ 町内畜産農家が市場性のある改良精液・受精卵を導入し、自家保留牛の確保を促進することにより、畜産経営の安定を図る	
【補助対象者】 ・ 町内の牛飼育農家	
【補助金額】 ・ 事業費の2/3とする。ただし、それぞれ単価上限額・頭数を設定 ・ 畜産団体協議会が承認した種雄牛または受精卵を対象とする	
【実施期間】 平成26年度～令和10年度	
【申請に必要なもの】 ・ 補助金交付申請書（別記第1号様式） ・ 必要と認める書類	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④補助金交付	
【備考】	

<b>(31) 農業用ビニールハウス骨材等設置事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 農林課農政係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2106	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000778.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000778.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・農業を営むものが、持続性のある農業を確立するために整備する農業用ビニールハウスの設置に要する経費に対して補助し、農業経営の安定と向上を図る	
<b>【補助対象者】</b> ・町内に在住する農業者、農地所有適格法人並びに町長が特に認めた農業者 ・農業用ビニールハウスの導入に要する資材の購入経費について対象とし、5年以上ハウス作付け面積を維持し、作付け可能な農業者等に限る。また、当該事業効果を示す事業成績書を当該作物の収穫後3年目と5年目に提出すること ・町税等を完納していないものは除く ・対象資材は、ビニールハウス骨材とする。ただし、2重、3重のハウス骨材及び灌水設備、換気用天窓等の特殊な資材は認めない ・その他、町長が特に必要と認める資材は対象とする。(骨材を補強するパイプ、ハウス固定杭(ねじり杭・棒杭等)、手動巻上器具(カンキット・リブラントチューブ)、出入り口の扉)	
<b>【補助金額】</b> ・補助率は、対象事業費の25%以内とする。 また、次の作物を3年以上作付けする場合は補助率を50%以内とする。(メロン・アスパラ・スイートコーン・トマト・ミニトマト・長ネギ・スイカ・イチゴ・南瓜・ほうれん草・ブロッコリー・ピーマン・キュウリ) ・補助金額は、1農家100万円以内(単年度)を限度とし、円未満を切り捨てとする。ただし、補助対象事業費は、30万円以上を対象とする。なお、農業生産組織の場合は、構成農家数を乗じた額を限度とする	
<b>【実施期間】</b> 平成28年度～令和9年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・補助金交付申請書(別記第1号様式) ・確約書(別記第2号様式) ・実績報告書(別記第3号様式) ・必要と認める書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤補助金交付	
<b>【備考】</b>	

<b>(32) スマート農業導入緊急対策支援事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 農林課農政係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2106	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・スマート農業技術の導入に係る経費に対して補助し、農業経営の安定と向上及び農作業の効率化や負担軽減を図ることを目的とする	
<b>【補助対象者】</b> ・町内に在住する農業者、農地所有適格法人並びに町長が特に認めた農業者 ・スマート農業技術の導入に係る下記の経費について対象とする ○農業用ドローン導入に係る経費 ○GPS ガイダンス装置及び自動操舵装置等の導入に係る経費。ただし、トラクター等に係る経費は除く ○自動かん水装置の導入に係る経費 ○自動換気装置の導入に係る経費	
<b>【補助金額】</b> ・補助率は、対象事業費の25%以内とする。 ・補助金額は、1農家30万円以内(単年度)を限度とし、円未満を切り捨てとする。 ・リース契約による導入の場合はリース期間総額を補助対象経費とする。ただし、維持費、手数料等は含まない	
<b>【実施期間】</b> 令和6年度～令和8年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・補助金交付申請書(別記第1号様式) ・実績報告書(別記第2号様式) ・必要と認める書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤補助金交付	
<b>【備考】</b>	

<b>(33) 商工観光みらい応援事業補助金【拡充】</b>	
【担当部署】企画課商工観光係 【電話番号】0167-44-2133	【窓口の場所】役場庁舎 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000050.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000050.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募の対象となる事業及び活動は、商工業者等の経営の向上及び利益の増進に寄与することを目的として実施する</li> <li>・補助率は、補助対象事業費の1/2以内                      (ふるさと納税返礼品事業への参加事業者の補助率は6/10以内)                      (国及び北海道が実施する補助金等の交付決定を受けた事業の補助率は、町長が別途定める)</li> </ul>	
<b>【補助対象者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工業者等がいきいきと経営できる環境づくりや販路拡大などにより、経営の向上及び利益の増進に繋がる事業または活動を行い、町内に在住または事務所を有し、商工会に所属する(商工会加入確約書を提出し、会員資格取得後、速やかに商工会に加入する者を含む。)商工業者等及び商工業者3人以上で構成される団体</li> <li>・政治、宗教等を目的とする団体及び町の施策補助金を受けている団体は対象外</li> <li>・特別枠①：国及び北海道が実施する補助金等の交付決定を受けた事業のうち、町長が必要と認める事業に限り、上乘せ支援事業の特別枠として補助する</li> <li>・特別枠②：事業承継に関する経費については、令和8年度以降の申請に限り、特別枠として補助する</li> <li>・令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に1事業者1回のみ補助する。ただし、上記特別枠①及び特別枠②に限り、2回目以降の申請を行うことができる。このほか、町長が特に認めた場合はこの限りでない</li> <li>・中富良野町チャレンジショップ支援事業補助金との重複申請は不可とする</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> 補助金限度額 個人100万円、団体200万円【補助率1/2以内】 (ただし、ふるさと納税返礼品事業の補助率は6/10以内) (ただし、国及び北海道が実施する補助金等の交付決定を受けた事業の補助率は、町長が別途定める) (事業承継に要する経費の事業(特別枠②)の補助率は、1/2以内とする)	
<b>【実施期間】</b> 平成18年度～令和8年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(様式1) 商工観光みらい応援事業補助金等交付公募申請書</li> <li>・(様式2) 事業・活動・効果計画書</li> <li>・(様式3) 団体の概要調書</li> <li>・(様式7) 商工会加入確約書(商工会未加入の場合)</li> <li>・国「小規模事業者持続化補助金」交付決定者に限り、国の交付決定通知書</li> </ul>	

- ・(様式8) 参加確約書(ふるさと納税返礼品事業への参加事業者の場合)
- ・国又は北海道の交付決定通知書(国又は北海道が実施する補助金等の交付決定を受けた事業の場合)
- ・(別記第1号様式) 事業承継承認申請書
- ・見積書(2人以上)  
※町内取扱い(施工)可能業者がある場合は、1人以上を町内取扱い(施工)可能業者から徴すること
- ・規約または定款
- ・会員または社員名簿(役職名を記載)
- ・前年度の決算資料
- ・個人申請の場合、家族構成及び経営計画書
- ・必要に応じて、図版、写真等による企画提案書を添付のこと(A4版)

**【実績報告に必要なもの】**

- ・(様式5) 商工観光みらい応援事業補助金等交付公募実績報告書
- ・(様式6) 確約書(要綱第10条に基づく補助金返還の確約)
- ・保証人の印鑑登録証明書
- ・領収書
- ・完成写真

**【交付までの流れ】**

①交付申請⇒ ②申請書類の審査及び審査会⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤指定口座へ振込  
 ※受付期間：通年(2月以降に申請される場合は要相談)  
 ※役場企画課へ直接持参か、商工会を経由して提出する(郵送不可)

**【備考】**

- ・詳しくは、中富良野町商工会(電話 0167-44-2606)にご相談ください

<b>(34) 中小企業補償融資事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 企画課商工観光係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2133	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 1階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本町の中小企業等の振興発展並びに経営の安定合理化を促進するため、事業者に対し、補償付融資等を斡旋することにより、事業資金融通の円滑化を図ることを目的に利子補給を行う</li> <li>• 短期資金、中期資金、長期資金の利子補給は、当該年度において支払われる利子に係る元金に対し年利2.00%以内の割合で計算した額</li> <li>• 長期資金は、保証料を負担する</li> <li>• 短期資金 ～ 融資枠 1千万円以内 期間2ヶ年（一時払い3ヶ月）以内、融資最高額 1口200万円</li> <li>• 中期資金 ～ 融資枠 4千万円以内 期間7ヶ年以内、融資最高額 1口300万円、据置期間 1ヶ年以内</li> <li>• 長期資金 ～ 融資枠 5千万円以内 期間10ヶ年以内、融資最高額 1口500万円、据置期間 1ヶ年以内</li> </ul>	
<b>【補助対象者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業者で企業の経営合理化のため資金を要する者</li> <li>• 事業者で企業の維持発展に資金を要する者</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和8年度は、短期資金・中期資金（融資利率 年3.90%）、長期資金（融資利率 年4.10%）に対し、利子補給額は、毎日の融資残高に対し、年率2.00%の割り</li> <li>• 長期資金 ～ 保証料の補助</li> </ul>	
<b>【実施期間】</b> 平成10年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 中小企業補償融資申込書</li> <li>• 融資斡旋依頼書に保証人と共に必要事項記入</li> <li>• 毎月20日迄に提出</li> <li>• 信用調査書の添付</li> <li>• 信用調査書の外、必要と認める書類 ※融資金融機関 旭川信用金庫</li> </ul>	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込 ※提出先：中富良野町商工会へ直接持参	
<b>【備考】</b>	

<b>(35) 小規模事業者経営改善資金利子補給補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 企画課商工観光係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2133	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 1階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済環境の変化に対して町内中小企業者を支援し、本町商工業者等の活性化を図るため、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の小規模事業者経営改善資金（以下「マル経融資」という。）の融資を受けた者に対し、その利子の一部を補給することにより、経営の安定と発展に資することを目的とする</li> <li>・ 補助の対象となる事業資金は、平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に、運転資金及び設備資金を目的として借り入れた公庫のマル経融資とする。</li> <li>・ 利子補給補助の期間は、最も遅く融資を受けた日から起算して10年以内とする。ただし、中途において償還が完了したときは、その償還日までとする</li> </ul>	
<b>【補助対象者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中富良野町商工会の長の推薦を受けた者とする</li> <li>・ 公租公課を滞納していないこと</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者負担の年1%を超える部分の年2%以内を上限として利子補給の対象金額とする ただし、延滞利息を除く</li> </ul>	
<b>【実施期間】</b> 平成24年度～令和8年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該年度分について、利子補給補助金交付申請書（様式第1号）</li> <li>・ 公庫が発行する利息支払証明書</li> <li>・ 当該年度2月末日までに提出（商工会を通じて）</li> <li>・ 必要と認める書類 ※融資金融機関～株式会社日本政策金融公庫</li> </ul>	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込	
<b>【備考】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳しくは、中富良野町商工会にご相談ください</li> </ul>	

<b>(36) はたらく住環境応援事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 企画課商工観光係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2133	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 1階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・ 町内定住人口の増加とともに町内に居住する従業員等の福利厚生充実と職住近接の促進を図り事業者が町内に社宅等を新たに建設した場合、その費用の一部を補助する	
<b>【補助対象者】</b> ・ 町内に社宅等を建設する法人及び個人 ・ 申請日の属する年度の前年度において納付すべき市町村民税及び公共料金の滞納がないこと ・ 暴力団または暴力団員と関係を有する者に該当しないこと ・ その他、町長が不適当と認めた者は補助対象者とししない	
<b>【補助金額】</b> ・ 1戸の課税床面積が10㎡以上50㎡未満 1戸につき 30万円 ・ 1戸の課税床面積が50㎡以上 1戸につき 50万円 ※補助対象経費の2分の1以内 ※補助金の交付対象となる経費は、社宅等の新築に係る費用とする ただし、土地及び減価償却の対象となる資産の費用並びに租税公課は除く ※補助金の額は、1補助対象者400万円以内（平成30年度から令和2年度の合計の額）を限度とする	
<b>【実施期間】</b> 平成30年度～令和8年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・ はたらく住環境応援事業補助金交付申請書（様式第1号） <b>【添付書類】</b> (1) 付近見取図（縮尺は任意） (2) 配置図（縮尺1/1000以上） (3) 各階平面図及び立面図 (4) 納税証明書または非課税証明書 (5) 法人の場合は直近の決算書類、定款及び商業登記簿謄本 (6) 建物の工事見積書 (7) 補助対象社宅へ入居する者の雇用に関する書類 (8) その他町長が必要と認める書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込	
<b>【備考】</b>	

<b>(37) 商工観光スタートアップ事業補助金【新規】</b>	
<b>【担当部署】</b> 企画課商工観光係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2133	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003614.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003614.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・北海道なかふらの観光案内所「駅前 BASE33」を核とした市街中心部の活性化と地域経済の発展に寄与することを目的に、町内で成長・発展・持続化を目指す事業者等の設備投資やチャレンジをバックアップするために、町内事業者や、将来的に中富良野町内での起業を目指す事業者等に対するスタートアップ支援を行う (補助対象経費) <b>【A】</b> 駅前 BASE33 において出店（テナント出店・キッチンカー等屋外出店）する事業者等が行う『設備投資【「補助対象区分」1、2】』、又は『新規開業時の広報に要する経費【「補助対象区分」3】』 <b>【B】</b> 駅前 BASE33 を含むエリアにおいて自主的なイベントを開催する際に必要な主催者の『物品購入又はリース費用【「補助対象区分」1、2】』、又は『イベント運営に要する経費【「補助対象区分」3、4、5】』	
<b>【補助対象者】</b> (1) 町内に在住又は事業所を有する一般社団法人なかふらの観光協会の正会員である個人又は3人以上で構成される団体であること (2) 政治、宗教等を目的とする団体、暴力団、暴力団員が含まれる者、暴力団員と密接な関係を有する者、町の施策補助金を受けている団体、町税等を滞納している者は応募ができない (3) 応募できる者が事業を実施する不動産を賃貸借等している場合は、不動産の所有者と連名で応募するものとする	
<b>【補助金額】</b> 補助金限度額：1件 50万円（補助率 1/2）	
<b>【実施期間】</b> 令和8年度から令和10年度（3年ごとの時限措置）	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・様式1「商工観光スタートアップ支援事業補助金交付申請書」 ・様式2「事業・活動・効果計画書」 ・様式3「団体の概要調書」（※団体の場合） ・様式7「一般社団法人なかふらの観光協会加入確約書」（※未加入の場合） ・必要に応じて、以下の書類も添付すること 図や写真等を用いた企画提案書、前年度の決算資料、規約（※法人のみ）、社員名簿（※法人のみ）、家族構成及び経営計画書（※個人のみ）	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査及び審査会⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告書の提出⇒ ⑤指定口座へ振込	

【備考】

<b>(38) チャレンジショップ支援事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 企画課定住促進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2133	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000502.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000502.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工観光業の活性化を図り地域経済の発展に寄与するために、町内の1年以上利用されていない空き地及び空き家において、起業する事業者に対してチャレンジショップ支援事業補助金を交付する</li> </ul> (補助対象事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下①～③の事業を営むための空き地及び空き家の開業に伴う空き家増改築経費、備品購入経費、賃借料、空き地に対する店舗等新築経費及び店舗等の新增築に係る空き地の取得経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>①小売業、サービス業、観光業及び飲食業等</li> <li>②本町の農畜産物を使った加工品の製造及び販売業等</li> <li>③その他町長が特に認めた事業</li> </ul> </li> </ul>	
<b>【補助対象者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内又は町内に住所を有する予定の事業者であること</li> <li>・ 町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していないこと</li> <li>・ 商工業経営者となることについての強い意欲を有している者</li> <li>・ 定住後5年以上事業の継続及び居住することを確約できる者</li> <li>・ 暴力団または暴力団員と関係を有する者は応募不可</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> 補助金限度額：1件 200万円（補助率 1/2）	
<b>【実施期間】</b> 平成 27 年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チャレンジショップ支援事業補助金交付申請書</li> <li>・ 事業計画書</li> <li>・ 確約書、商工会加入確約書（保証人の印鑑証明、保証人が町外者の場合は保証人の住民票）</li> <li>・ 事業内容説明書（任意様式）</li> <li>・ 資金計画書（3カ年分）</li> <li>・ 事業実施にかかる見積書</li> <li>・ 事業実施にかかる平面図及び位置図</li> <li>・ 所有権又は賃借権のわかる書類の写し（登記事項証明書又は賃貸借契約書）</li> <li>・ 町税等に係る直近1カ年分の納税証明書（定住日が1年未満の場合又は町外に居住していた場合）</li> </ul>	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査及び審査会⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤指定口座へ振込	
<b>【備考】</b>	

<b>(39) 造林等推進事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 農林課林務係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2106	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・所得の安定向上を図るとともに、林産資源の生産増強に寄与するため、造林、保育等の事業に対し補助金を交付する	
<b>【補助対象者】</b> ・国の森林環境保全整備事業実施要領に基づき、森林組合が受託して施行する造林事業者に対して、森林所有者の自己負担軽減のため、造林等事業を行うものに対して交付する	
<b>【補助率】</b> ・造林事業で、補助率は査定額の7/100以内（人工造林、樹下植栽） ・保育等（7 齢級以下）事業で、1 万円/h a（除間伐） ・保育等事業で、査定額の5/100以内（下刈、抜き切り、枝落とし、枝払い、枝打ち、倒木起こし、改良、整理伐等）	
<b>【補助金額】</b> 補助率による（予算の範囲内）	
<b>【実施期間】</b> 昭和39年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・事業の申請は森林組合に行い、補助金の申請は一括森林組合が行う	
<b>【交付までの流れ】</b> ①申請者（交付申請書）⇒森林組合 ②補助金申請書⇒森林組合（一括）⇒町 ③交付決定⇒森林組合 ④補助金交付⇒森林組合⇒申請者	
<b>【備考】</b> ・申請手続き等については、富良野地区森林組合（電話0167-22-2369）で実施	

<b>(40) 有害鳥獣（ヒグマ）被害防止対策支援事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 農林課農政係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2106	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003180.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003180.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> 中富良野町鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣（ヒグマ）による農作物等の被害を防止するため、有害鳥獣侵入防止柵整備に要する経費に対して補助し、農畜産物及び人身への被害を未然に防ぐと共に、農業経営の安定を図ることを目的とする。	
<b>【補助対象者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内に在住する農業者及び農地所有適格法人等</li> <li>・ 町税等を完納していないものは除く</li> <li>・ 補助対象は、町内の農用地で使用される侵入防止柵</li> <li>・ 補助対象経費は、侵入防止柵等の整備に要する経費（侵入防止柵と一体的に整備する電牧器・電牧線等は補助対象とする）</li> <li>・ 電気柵のみの整備は補助対象外</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助率は、対象事業費の70%以内とする。</li> <li>・ 補助金額は、1農業者等300万円以内を限度とし、円未満を切り捨てとする。ただし、補助事業対象経費は、50万円以上を対象とする。</li> </ul>	
<b>【実施期間】</b> 令和6年度～令和8年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付申請書（別記第1号様式）</li> <li>・ 補助金実績報告書（別記第2号様式）</li> <li>・ 設置位置図</li> <li>・ 見積書</li> <li>・ 必要と認める書類</li> </ul>	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤補助金交付	
<b>【備考】</b>	

<b>（４１）電気柵（エゾシカ）整備支援事業【新規】</b>	
【担当部署】 農林課農政係 【電話番号】 0167-44-2106	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】	
<b>【補助金の内容】</b> 中富良野町鳥獣被害防止計画に基づき、エゾシカ等による農作物等の被害を防止するため、電気柵整備に要する経費に対して補助し、農畜産物等の被害を未然に防ぐと共に、農業経営の安定を図ることを目的とする。	
<b>【補助対象者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内に在住する農業者及び農地所有適格法人等</li> <li>・ 町税等を完納していないものは除く</li> <li>・ 補助対象は、町内の農用地等で使用される電気柵</li> <li>・ 補助対象経費は、電気柵等の整備に要する経費（電気柵ワイヤー、ポール、電牧器等）</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助率は、対象事業費の70%以内とする。</li> <li>・ 補助金額は、1農業者等50万円以内を限度とし、円未満を切り捨てとする。ただし、補助事業対象経費は、5万円以上を対象とする。</li> </ul>	
<b>【実施期間】</b> 令和8年度～令和10年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付申請書（別記第1号様式）</li> <li>・ 補助金実績報告書（別記第2号様式）</li> <li>・ 設置位置図</li> <li>・ 見積書</li> <li>・ 必要と認める書類</li> </ul>	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤補助金交付	
<b>【備考】</b>	

<b>(42) なかふらの自主企画講座</b>	
<b>【担当部署】</b> 教育課社会教育係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2204	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000543.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000543.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・ 町民等が抱える課題を解決するための学習や地域の活性化を図るための学習などを自主的に企画・立案・運営する活動等に対して支援する	
<b>【補助対象者】</b> ・ 町内に在住している方、または、町内に在勤している方とする <b>【補助対象外】</b> ・ 特定の政党やこれに類する政治団体・グループ及び宗教団体や営利活動を目的とする団体等 ・ 特定の団体等の会員及び関係者のみを対象とする場合	
<b>【補助金額等の基準】</b> ・ 講師謝礼（1事業あたり） 10万円以内 ※ 当該講座を企画・運営する団体に属する方は対象外 ※ 講師の基準 講師が町内者の場合 2千円/h r 講師が町外者の場合 3千円/h r ・ 消耗品費等（消費税等込み） 5千円 ※ 備品の購入とみなされるものは認められない	
<b>【補助金額】</b> 10万円（講師謝礼として ※ただし基準に準ずる）	
<b>【実施期間】</b> 平成23年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・ 実施申込書 ・ 事業完了後は、2週間以内に実施報告書を提出すること （事業概要がわかる写真等を添付のこと）	
<b>【交付までの流れ】</b> ①実施申込書の提出⇒ ②審査⇒ ③決定⇒ ④講座実施⇒ ⑤実施報告書の提出	
<b>【備考】</b> ・ 公民館が債権者等にお支払いしますので請求書等を提出してください ・ 予算の範囲内で支援しますのでお早めにお申込みください	

<b>(43) 児童生徒就学援助事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 教育課学校教育係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2204	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000165.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000165.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・経済的な理由により就学が困難な世帯に対し、学用品費や給食費などを援助する	
<b>【補助対象者】</b> ・前年度または当年度において下記のいずれかに該当する方からの申請に基づき、生活保護基準との比較により支給の可否を決定する <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護を受けている</li> <li>・市町村民税非課税または減免</li> <li>・国民年金掛金の減免</li> <li>・国民健康保険税の減免</li> <li>・児童扶養手当の支給</li> <li>・経済的理由により就学が困難</li> <li>・病気や交通事故、火災などによる困窮</li> </ul>	
<b>【援助の対象となる費用】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品費</li> <li>・新入学学用品費（1年生・7年生）</li> <li>・給食費</li> <li>・修学旅行費（交通費・宿泊費・見学料等）</li> <li>・校外活動費（交通費・見学料）</li> <li>・体育実技用具費（スキー用具一式現物支給。3年ごと）</li> <li>・クラブ活動費、生徒会費、PTA会費</li> <li>・卒業アルバム代等（6年生・9年生）</li> </ul>	
<b>【実施期間】</b> 平成14年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学援助費受給申請書</li> <li>・源泉徴収票または確定申告書の写し（生計を同じくする世帯全員分）</li> </ul>	
<b>【支給までの流れ】</b> ①受給申請書を学校へ提出（在校生は3月、新入学生は4月）⇒ ②学校から教育委員会へ提出 ③認定審査⇒ ④認定または否認通知（5月上旬）⇒ ⑤支給（4月分から） ※転入や家計状況の変動による申請は、年度途中の申請も可能（教育課に問い合わせ） ※新1年生及び新7年生については、入学前支給をおこなっています。	
<b>【備考】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育就学奨励費～学園の特別支援学級に在籍する児童生徒に対しても、同様に援助費が支給される（ただし、支給額は2分の1で、クラブ活動費等は対象外）</li> </ul>	

<b>(44) 幼稚園就園奨励費補助事業</b>	
【担当部署】 教育課学校教育係 【電話番号】 0167-44-2204	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 2階
【ホームページアドレス】 <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000144.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000144.html</a>	
【補助金の内容】 ・幼稚園教育の普及充実と保護者の経済的な負担を軽減するため、所得状況に応じて幼稚園を通じ保育料等を減免する	
【補助対象者】 ・幼稚園に満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児を就園させている保護者 ・納入する町民税が非課税及び均等割のみ、または町民税の所得割課税の額が基準額以下となる世帯。(生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯も含む) また、同一世帯のなかで2人以上の所得がある場合については所得割課税額の合計額とする	
【援助の対象となる費用】 ・入園料と保育料の一部を補助	
【実施期間】 平成18年度～	
【申請に必要なもの】 ・保育料等減免措置に関する調書 ・対象年度の「納税通知書」「特別徴収税額の通知書」の写しまたは「課税証明書」など	
【支給までの流れ】 ①調書を幼稚園へ提出⇒ ②幼稚園から委員会へ提出⇒ ③審査、決定⇒ ④幼稚園から保護者へ給付	
【備考】 ※補助金額は毎年改正	

<b>(45) 奨学資金貸付事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 教育課学校教育係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2204	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000145.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000145.html</a>	
<b>【事業の内容】</b> ・成績優秀で、経済的に就学困難な生徒及び学生に対し、奨学資金の貸付を行う	
<b>【補助対象者】</b> ・高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院等に就学する生徒・学生であって、親権者もしくはこれに代るべき者が、本町に住所を有する者で、次のいずれかの条件を備えていること。 ①成績優秀、素行善良にして学校長または学長等の推薦する者であること ②経済的理由により就学困難な者であること	
<b>【貸付及び償還（返還）】</b> ・貸付期間 それぞれの学校の正規の就学期間 ・貸付金額 高等学校、高等専門学校 ⇒月額1万5千円以内（無利息） 専修学校、大学、大学院等⇒月額4万円以内（無利息） ・償 還 貸付終了から1年経過後、貸付期間の3倍以内の期間で毎月償還（返還）する ※1年経過前であっても償還を開始できます。また、途中で学資金の全部または一部を繰上償還することもできます。	
<b>【実施期間】</b> 平成16年度～	
<b>【申請期間】</b> ・就学する前年の4月1日から就学した年の4月15日まで（4月分から貸付） ※特別な事情がある場合は、上記の期間以降でも申請できます。（申請の翌月分から貸付）	
<b>【申請に必要なもの（A）】</b> ・奨学資金貸付申請書 ・申請時に在籍している学校長等の推薦書 ・成績証明書 ・家計の収入状況を証する書類（源泉徴収票、確定申告書等）	
<b>【貸付決定後、借用時に必要なもの（B）】</b> ・誓約書※ ・奨学資金借用証書※ ・進学した学校の在学証明書 ※誓約書及び奨学資金借用証書には親権者及び保証人（1名）の連署が必要 親権者は印鑑証明書、保証人は印鑑証明書、住民票及び収入を証する書類が必要	
<b>【支給までの流れ】</b> ①（A）を提出⇒ ②審査⇒ ③（決定の場合）決定通知⇒ ④（B）及び口座確認書を提出⇒ ⑤支給開始（4月分から） ※申請書類の提出先：教育委員会	
<b>【その他】</b> ・奨学生は、毎年度の在学証明書と成績証明書（前年度分）の提出が必要となります。	

<b>(46) 奨学金返還支援事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 教育課学校教育係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2204	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002698.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002698.html</a>	
<b>【事業の内容】</b> ・地域産業の担い手となる若者の人材確保を図るため、町内に定住する方が就学のために貸与を受けた奨学金の返還を支援する。	
<b>【対象となる奨学金】</b> ①日本学生支援機構（第一種・第二種奨学金） ②他の地方自治体が設ける貸与型奨学金 ③その他町長が認める貸与型奨学金	
<b>【補助対象】</b> ・次の要件のいずれにも該当し認定を受けた方。 ①本町の住民基本台帳に登録され、現に居住しており、町内に1年以上定住見込みであること。 ②学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院及びこれらに準ずる学校を卒業し、在学期間中に奨学金の貸与を受け返還を行っている方。 ③正規社員等として個人事業主または法人へ就業する30歳以下（申請初年度4月1日現在）の方。 ④奨学金の貸与を受け、その返還に滞納がない方。 ⑤奨学金の返還に対し、他からの補助を受けていない方。 ⑦町税等を滞納していない方。	
<b>【補助金額】</b> ①補助申請する会計年度内に返還する奨学金の額（千円未満切り捨て）に交付対象期間の月数の2倍に2万円を乗じて得た額を限度額とする。最大192万円（96月×2万円） ※公務員は、返還する奨学金の額の2分の1、交付対象期間の月数の2倍に1万円を乗じて得た額を限度額とする。最大96万円（96月×1万円）	
<b>【交付対象期間】</b> ・町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内で、奨学金の貸与を受けていた月数の2倍とし、継続した96月間を限度とする。	
<b>【実施期間】</b> 令和5年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・奨学金返還支援補助申請書 ・住民票 ・奨学金の貸与を受け就学した学校の卒業証明書類 ・奨学金の貸与を証する書類 ・奨学金全体の返還計画を確認できる書類 ・雇用証明書	
<b>【支給までの流れ】</b> ①交付申請（1月31日まで）⇒ ②審査⇒ ③決定通知⇒ ④実績報告（4月30日まで）⇒ ⑤審査⇒ ⑥決定通知⇒ ⑦補助金支払（5月中） ※年度ごとに申請が必要です。 ※申請書類の提出先：教育委員会	
<b>【その他】</b> ・この補助金は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に補助金の交付対象者に適用する。 ・繰り上げ返還等による奨学金の返還額は、補助対象の返還金額の対象外。	

<b>(47) 高等学校通学費等補助事業</b>	
【担当部署】 教育課学校教育係 【電話番号】 0167-44-2204	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 2階
【ホームページアドレス】 <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000484.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000484.html</a>	
【補助金の内容】 ・通学等に要する経費について、保護者負担の軽減を図るためその一部を補助する	
【補助対象者】 ・中富良野町に住所を有する高等学校等に通学等をする生徒の保護者 ※下宿や寮を利用している場合も対象となります。 ・町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していないこと	
【補助金額】 ・中富良野駅から在学校の最寄りの駅までの距離が次に定める距離毎の額 イ 鉄道距離が10km未満の者 月額 2,000円 ロ 鉄道距離が10km以上40km未満の者 月額 3,200円 ハ 鉄道距離が40km以上の者 月額 4,700円	
【補助期間】 正規の就学期間、ただし、高等専門学校は就学から3年次まで	
【実施期間】 平成25年度～	
【申請に必要なもの】 ・通学費等補助金交付申請書      ・在学証明書	
【支給までの流れ】 ①申請書を教育委員会へ提出（4月末）⇒ ②概算払い（4～9月分）⇒10月に支給 ③実績払い（10～3月分）⇒ 翌5月に支給	
【備考】	

<b>(48) デジタル学習端末購入費支援給付金</b>	
【担当部署】 教育課学校教育係 【電話番号】 0167-44-2204	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 2階
【ホームページアドレス】 <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002701.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002701.html</a>	
【事業の内容】 ・高等学校の授業での使用が必須となる学習用デジタル端末の購入等にかかる経費を支援するため入学生（新1年生）の保護者に対して支援金を給付する	
【補助対象者】 ・次の各号全てに該当する者とし、各年度1回に限りこれを支給するものとする。 ①各年度の4月1日現在において町に住所を有し新たに高等学校に入学する保護者 ②本要綱に定める給付金以外のデジタル学習端末購入に係る補助金、助成金等を受けていない者	
【補助金額】 学生1人につき 端末購入費用の1/2を給付（上限20,000円）	
【実施期間】 令和4年度（令和4年11月）～	
【申請期間】 ・高等学校に入学した年度の2月28日まで	
【申請に必要な書類】 ①デジタル学習端末支援給付金申請書（請求書） ②今年度入学したことを証明することのできる証明書の写し（在学証明書、学生証等） ③給付金の振込先となる口座情報が確認できる書類の写し（通帳、キャッシュカード等） ④申請者の身分を確認できる書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等） ⑤購入したことがわかる領収書などの写し	
【支給までの流れ】 ①申請書類を提出⇒ ②審査⇒ ③決定通知⇒ ④指定口座に給付金振込（決定の場合） ※申請書類の提出先：教育委員会	
【その他】 ・各高等学校で指定された規格の機器であれば、中学校1年生から3年生の間に購入した機器でも、領収書などで購入したことを確認できれば対象とします。	

<b>(49) 介護福祉士養成施設就学資金貸付事業</b>	
<p>【担当部署】 福祉課介護支援係 【電話番号】 0167-44-2125</p>	<p>【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階</p>
<p>【ホームページアドレス】</p>	
<p>【補助金の内容】 介護福祉士養成施設に在学する方に対し、北海道が行う就学資金貸付事業に追加して無利子で貸付けを行う制度です。 卒業後5年間、中富良野町内で介護福祉士として行う業務に継続して従事することで全額返済免除となります。</p>	
<p>【補助対象者】 募集人数は2名 介護福祉士養成施設に在学し、次の①～⑤すべてを満たす方 ① 今年度もしくは昨年度に介護福祉士養成校に入学した ② 養成校を卒業後に中富良野町内において介護福祉士として5年以上の業務に従事する意志がある ③ 介護福祉士国家資格取得に向けた向上心がある ④ 経済的援助を必要としている ⑤ 北海道（事業実施は北海道社会福祉協議会）が実施する就学資金貸付事業を利用している</p>	
<p>【補助金額】 月5万円以内、2年間総額 120万円以内の貸付となります。</p>	
<p>【実施期間】 令和6年度～</p>	
<p>【申請に必要なもの】 *申請書 *誓約書 *北海道が実施する介護福祉士修学資金貸付事業を申請し、受理されたことが確認できる書類と提出したものの写し等</p>	
<p>【交付までの流れ】 養成校に入学し、北海道の貸付事業に申込み後（7月まで）にご連絡をください。</p>	
<p>【備考】 下記の要件を満たさない場合は<b>返済（返還）が必要</b>となります。 *養成施設を退学等により貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき *養成施設卒業後、1年以内に介護福祉士国家試験に合格・登録をしないとき *中富良野町内で介護福祉士として5年間従事しないとき</p>	

<b>(50) 新合併処理浄化槽設置整備事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 税務住民課生活環境係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2124	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003359.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003359.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・居住を目的とした新築住宅に合併処理浄化槽を新設する方および既設の単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換を行う方に対し、人槽に応じて設置費用の一部を補助する。	
<b>【補助対象者】</b> ・下水道整備計画地域を除く全区域が対象 ・居住を目的とした新築住宅に合併処理浄化槽を新設する方および既設の単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換を行う方（店舗兼用住宅及び共同住宅のうち居住部分に係わる分） ・設置場所の居住者でない場合は、住民登録を異動（転居）すること ・販売等の事業目的での設置でないこと ・町に納める各種税金、使用料等が未納となっていないこと	
<b>【補助金額】</b> 5人槽：58万5千円、7人槽：71万1千円、10人槽：99万円	
<b>【実施期間】</b> 平成21年度～令和10年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> 合併浄化槽を設置することができる許可業者（排水設備等工事指定業者）を決定する ↓ 必要事項を記載した「申込書」を役場へ提出する ↓ 工事着手前に「申請書等」を役場へ提出する ・申請書（様式第1号） ・設置場所付近の見取り図 ・浄化槽工事の内訳（見積）書（様式第2号） ・設置する浄化槽が補助対象のものであることを確認するための書類で、町長が別に定めるもの ・その他町長が必要と認めるもの	
<b>【交付までの流れ】</b> ①申込書提出⇒ ②補助金の申請（9月末日まで）⇒ ③補助金の交付決定⇒ ④工事⇒ ⑤工事中間確認⇒ ⑥工事完了確認（2月末日まで）⇒ ⑦補助金額の決定・通知⇒ ⑧指定口座へ振込み	
<b>【備考】</b>	

<b>(51) 高齢者運転免許証自主返納支援事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 総務課防災安全係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2122	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、自主的に運転免許証を返納した高齢者の方に対し予約型タクシー乗車券を補助する。 また、運転経歴証明書を取得した方は、その交付手数料を補助する。	
<b>【補助対象者】</b> ①中富良野町の住民基本台帳に記載されている方。 ②自主返納した日において満65歳以上の方。 ③令和2年4月1日以降に運転免許証を自主返納した方。  ※運転免許証有効期限が切れている方・免許取り消し基準に該当している方・免許停止中または免許停止基準に該当している方は運転取消通知書の申請が出来ませんので補助の対象となりません。	
<b>【補助金額】</b> ・運転免許証を自主返納された方は、中富良野町予約型乗合タクシー乗車券（10,500円分）を交付。 ・運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を取得された方は、交付手数料相当額を補助。 ・補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。	
<b>【実施期間】</b> 令和3年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・高齢者運転免許証自主返納支援事業交付申請書（役場2階総務課） ・運転免許証取消通知書の写し、又は運転経歴証明書の写し（運転経歴証明書を取得した方のみ） ・運転経歴証明書を交付された方は、振込先口座が必要です。	
<b>【交付までの流れ】</b> ①富良野警察署又は旭川運転免許試験場で運転免許の返納・運転経歴証明書（希望者）の申請手続き⇒ ②交付されてから役場で申請⇒ ③申請書類の審査⇒ ④交付決定⇒ ⑤タクシー乗車券を郵送（運転経歴証明書を取得された方は交付手数料相当額を指定口座へ振込）	
<b>【備考】</b>	

<b>(52) ごみ減量化対策補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 税務住民課生活環境係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2124	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003061.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003061.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・ごみの減量化対策の一環として、生ごみ堆肥化容器または電動生ごみ処理機を購入する方に対し、その費用の一部を補助する。(ごみを単に粉碎処理する機器(ディスポーザー等)は除く。)	
<b>【補助対象者】</b> ・町内に住所を有し、居住している方(事業所等は除く) ・補助対象者および同一世帯に町税等の滞納がない方 ・購入した機器を設置し、適正に維持管理ができる方	
<b>【補助金額】</b> ・生ごみ堆肥化容器 購入価格の1/2(上限 5,000円) 1世帯につき2個まで ・電動生ごみ処理機 購入価格の1/2(上限 30,000円) 1世帯につき1台まで ※補助金の対象は消費税を含む購入価格とし、送料および消耗品等の費用は含みません。	
<b>【実施期間】</b> 令和6年度～令和8年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・ごみ減量化対策補助金交付申請書(購入機器の仕様・価格が分かる資料を添付) ・ごみ減量化対策補助金実績報告書(購入機器の写真および領収書の写しを添付) ・ごみ減量化対策補助金請求書	
<b>【交付までの流れ】</b> ①申請書を提出⇒ ②審査⇒ ③交付決定通知⇒ ④機器の購入⇒ ⑤実績報告書を提出⇒ ⑥交付額確定通知⇒ ⑦指定口座へ振込	
<b>【備考】</b>	

<b>(53) 新定住応援促進事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 企画課定住促進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2133	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000071.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000071.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・住宅を新築された方へ 100万円（補助金 70万円、中富良野町商工会商品券 30万円）を補助	
<b>【補助対象者】</b> ・町民又は本町に住宅建築後3年以内に転入することを確約できる者もしくは本町に転入することを確認し、本町の住民である1親等以内の親族が当該住宅に居住できる者で、当該住宅に補助対象者が定住後5年以上居住することを確認できる者 ・移転補償費等を受けていないこと ・自らの所有であること ・1棟の建物に対して1人の者に1回限り補助する ・町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していないこと ・当該住宅の新築が、法令に違反していないこと ・住宅は、延べ床面積（建物の所有権保存登記面積）が75㎡以上であること。ただし、併用住宅においては個人住宅部分が75㎡以上であること ・1棟の建物について補助対象者が複数ある場合には、当該複数の補助対象者が定めるそのうち1人の者に対して補助するものとする	
<b>【補助金額】</b> 100万円（うち70万円を現金、30万円を町商工会商品券）	
<b>【実施期間】</b> 平成9年度～令和8年度まで（令和9年3月中の申請まで受付）	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・中富良野町新定住応援促進事業（新築住宅）補助金交付申請書 ・住宅建設平面図 ・登記事項証明書（建物の所有権保存登記） ・定住確約書（保証人印鑑証明、保証人が町外者の場合は保証人の住民票） ・代表者指定書 ・町税等に係る直近3カ年分の納税証明書（定住日が1年未満の場合又は町外に居住していた場合） ・その他町長が必要と認める書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査及び審査会⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込	
<b>【備考】</b> ・申請は建物の所有権保存登記が完了し、住民異動が完了した後となる ・併用住宅など自己の居住の用以外に使用する場合や構造上・利用上独立した2世帯住宅で区分登記する住宅を新築される場合は、平面図持参の上、事前にご相談ください	

<b>(54) 中富良野町自転車用ヘルメット購入補助金</b>	
【担当部署】 総務課防災安全係 【電話番号】 0167-44-2122	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】 <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003346.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003346.html</a>	
【補助金の内容】 ・ 事故や転倒から頭部を守る自転車用ヘルメットの着用を促進するため、児童・生徒等の自転車用ヘルメット購入費の補助をします。	
【補助対象者】 ・ 中富良野町内にお住いの小学生から高校生までの保護者等 ・ 令和7年4月1日以降に、町内の販売店で補助の対象となる自転車用ヘルメットを購入された方（中古販売、フリーマーケット、個人売買は除く。）	
【補助金額】 ・ 補助金の交付は、1人の児童生徒等に対し2回までとする。 ・ 購入価格（税込）の2分の1以内 ・ 補助の上限 児童生徒1人につき総額5,000円（100円未満は切り捨て）	
【実施期間】 令和7年度～	
【申請に必要なもの】 ・ 中富良野町自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書（役場総務課） ・ 申請者の身分を確認できるもの ・ ヘルメット購入領収書の写し（販売店名、購入者、金額、購入日（令和7年4月1日以降）等が記載されたもの） ・ 補助対象となるヘルメット安全規格認証マークの確認できるもの（保証書または写真等） ・ 振込先、口座等を確認できるものの写し	
【交付までの流れ】 ①町内の販売店で補助対象となるヘルメットを購入⇒ ②補助金の交付申請⇒ ③審査⇒ ④交付決定⇒ ⑤補助金交付（指定の口座に入金します。）	
【備考】	

<b>(55) 結婚新生活支援事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課社会福祉係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002055.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002055.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・ 賃貸住宅（民間住宅・公営住宅）の賃借を行う新婚世帯に補助する。 ※上乗せ世帯には礼金（保証金、仲介手数料等これに類する費用を含む。）、引越費用に対しても補助する。	
<b>【補助対象者】</b> ①申請日現在において、夫婦のいずれか一方が49歳以下である婚姻後5年を経過していない世帯（再婚を含む。）をいう。 ②対象となる賃貸住宅が中富良野町内にあること。 ③申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。 ④他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 ⑤申請日の属する年度の前年度において納付すべき町税等の滞納がないこと。 ⑥過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。	
<b>【上乗せ世帯】</b> ① 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦 ②算出した世帯の所得が500万円未満である（算出方法はお問合せください） ③夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である	
<b>【補助金額】</b> ※①は1回のみ、②は会計年度ごとに1回の補助 ①敷金：家賃1ヶ月分（上限5万円）…入居日から1年以内の申請に適用 ②家賃：対象経費（家賃月額－住宅手当等支給額）－30,000円＝基本額…① ※①が1万円以下の場合は確定。1万円以上の場合は下の計算式 $(\text{①} - 10,000 \text{円}) \div 2 + 10,000 \text{円} = \text{基本額} \cdots \text{②} \text{ (上限 15,000 円)}$ 基本額（①若しくは②）×賃貸月数	
○上乗せ世帯のみ対象 ③礼金（保証金、仲介手数料等これに類する費用を含む。） ・ 令和8年4月1日以降、婚姻を機に新たに賃貸住宅を賃借する際に要した費用 ・ 家賃1ヶ月分(上限5万円)…交付回数 1回 ④引越費用 ・ 令和8年4月1日以降、婚姻に伴う引越費用で、引越業者又は運送業者への支払いに係る費用 ・ 実費（上限5万円）…交付回数 1回	
<b>【実施期間】</b> 令和3年度～	

**【申請に必要なもの】**

- ①申請書等の提出（添付書類等：印鑑、賃貸借契約書の写し、住宅手当支給証明書、定住意思確認書類（保証人の印鑑証明を添付）、戸籍抄本、納税証明書または非課税証明書（転入者のみ）  
※「定住意思確認書類」中、保証人が町外者の場合保証人の住民票が必要
- ②実績報告書等の提出（印鑑、家賃の支払いを証明する書類、振込先通帳の写し）

**【交付までの流れ】**

- ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤指定口座へ振込

**【備考】**

- ※自己負担分の家賃月額が3万円を超えなければ、①敷金の補助対象とはなりません。  
※家賃には共益費等は含まれません。

## (56) 子育て世代等応援定住促進事業補助金

【担当部署】 企画課定住促進係

【窓口の場所】 役場庁舎 2階

【電話番号】 0167-44-2133

### 【ホームページアドレス】

<https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000213.html>

### 【補助金の内容】

- I. 賃貸住宅（民間住宅・公営住宅）の賃借を行う子育て世帯に対し補助する
- II. III. 新たに住宅等を供給する民間事業者等に対し補助する

### 【補助対象者】

- I. 子育て世帯賃貸住宅家賃助成事業
  - ① 高校生以下の子どもを扶養している世帯
  - ② 中富良野町に住所を有し、町内に5年以上定住の意思がある者
  - ③ 賃貸住宅の家賃借契約を締結し入居している（自己負担分の家賃が月額3万円以上）
  - ④ 直近1年間の市町村民税や公共料金の滞納がない
  - ⑤ 家賃の滞納がない
  - ⑥ そのほか賃貸住宅の定義有り
- II. 賃貸住宅等建設支援事業
  - ① 賃貸住宅を建設すること
  - ② 前年度の市町村民税や公共料金の滞納がない
  - ③ そのほか賃貸住宅の定義有り
- III. 民間宅地開発支援事業
  - ① 分譲宅地を造成すること（対象地域：下水道区域内の土地）
  - ② 前年度の市町村民税や公共料金の滞納がない
  - ③ 分譲用宅地の定義有り（2区画以上、1区画分譲面積277㎡以上等）

### 【補助金額】

- I. 子育て世帯賃貸住宅家賃助成事業 ※①は1回のみ、②は会計年度ごとに1回の補助
  - ① 入居時補助金：家賃1ヶ月分（上限5万円）…入居日から1年以内の申請に適用
  - ② 家賃補助金：基本額×賃貸月数（上限24ヶ月）…平成23年4月1日以降の入居に適用

【基本額】※上限15,000円（月額）

家賃月額－住宅手当等支給額－30,000円＝基本額…①（1万円以下の場合は確定）

（①－10,000円）÷2＋10,000円＝基本額（1万円を超える場合）
- II. 賃貸住宅等建設支援事業
 

補助金：賃貸住宅1戸当りの金額×戸数（会計年度内上限400万円）

【1戸当り】

  - ・ 1または2の居室を有する住戸形式：1LDK等（専有面積10㎡以上）～30万円
  - ・ 3の居室を有する住戸形式：2LDK等（専有面積50㎡以上）～50万円

・4以上の居室を有する住戸形式：3LDK等（専有面積65㎡以上）～70万円  
Ⅲ. 民間宅地開発支援事業 補助金：分譲用宅地の造成経費の1/4以内（上限500万円）

【実施期間】 平成23年度～

【申請に必要なもの】

I. 子育て世帯賃貸住宅家賃助成事業

- ①申請書等の提出（添付書類等：印鑑、賃貸借契約書、住宅手当支給証明書、定住意思確認書類（保証人の印鑑証明を添付）、納税証明書または非課税証明書（転入者のみ）  
※「定住意思確認書類」中、保証人が町外者の場合保証人の住民票が必要
- ②実績報告書等の提出（印鑑、家賃の支払いを証明する書類、振込先通帳の写し）

II. 賃貸住宅等建設支援事業

- ①工事着手前に申請書等の提出（添付書類：建築基準法に基づく確認済証の写し、付近見取図（縮尺は任意）、配置図（縮尺1/1000以上）、各階平面図及び立面図（縮尺1/400以上）、納税証明書または非課税証明書、法人の場合は直近の決算書類・定款及び商業登記簿謄本、建物の工事見積書 等）
- ②実績報告書等の提出（建築基準法に基づく検査済証の写し、工事に要した経費を明らかにできる書類（領収書等）、工事写真（着工前・工事中・完成）、登記済権利書（建物の所有権保存登記））

Ⅲ. 民間宅地開発支援事業 ※申請前に事前協議・事業内容審査を行います。

- ①工事着手前に申請書等の提出（添付書類：付近見取図（縮尺は任意）、土地利用計画平面図、事業実施工程表、資金計画、工事見積書、納税証明書または非課税証明書、法人の場合は直近の決算書類・定款及び商業登記簿謄本 等）
- ②実績報告書等の提出（出来高管理図、確定測量図、工事に要した経費を明らかにできる書類（領収書等）、工事写真（着工前・工事中・完成）

【交付までの流れ】

- ①交付申請（Ⅱ・Ⅲについては、工事着手前に）⇒ ②申請書類の審査及び審査会⇒  
③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤指定口座へ振込

【備考】

I. 「子育て世帯賃貸住宅家賃助成事業」についての補足

※自己負担分の家賃月額が3万円を超えなければ、①「入居時補助金」の補助対象とはなりません。  
※家賃には共益費等は含まれません。

<b>(57) 空き家流通促進事業補助金【新規】</b>	
【担当部署】企画課定住促進係 【電話番号】0167-44-2133	【窓口の場所】役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003616.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003616.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> 「北海道空き家情報バンク（以下「空き家バンク」という。）」に登録した空き家の所有者等又は購入者に対し、補助金を交付する。	
<b>【補助金の種類】</b> 1. 家財道具等処分費補助金：家財道具等の処分に要する費用に対して交付する補助金。 2. 空き家バンク成約奨励金：空き家バンクを利用して売買契約が成立した場合に、空き家の所有者に対して交付する奨励金。	
<b>【補助対象者】</b> 1. 家財道具等処分費補助金 (1) 空き家バンク登録物件の所有者（または相続人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該空き家が昭和56年6月1日以降に建築されたもの又は耐震改修工事により現行の耐震基準に適合すると証明できるものであること。</li> </ul> (2) 空き家バンクを利用して売買契約を締結した購入者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該空き家を居住の用に供する個人であること。</li> <li>・売買契約締結の日から起算して6か月以内に実施した家財道具等の処分に係るものであること。</li> </ul> (3) 町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していない者（所有者等が町外者の場合は、当該市町村における市町村民税等を含む）	
2. 空き家バンク成約奨励金 (1) 空き家バンク登録物件の所有者（または相続人） (2) 町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していない者（所有者等が町外者の場合は、当該市町村における市町村民税等を含む） (3) 空き家バンクへの登録の日から起算して3年以内に、当該空き家について売買契約の締結を行った者 (4) 当該売買契約の相手方が、当該空き家を居住の用に供する個人であること。 (5) 当該売買契約の相手方が、三親等以内の親族又は同一世帯に属する者でないこと。	
<b>【家財道具等処分費補助金に係る補助対象経費】</b> (1) 一般廃棄物処理業の許可を受けた事業者到家財道具等の処分を依頼し、当該処分に要した経費 (2) 特定家庭用機器の処分に要する経費 (3) 仏壇等の処分に要する経費（魂抜き、供養費用等を除く。） (4) 店舗併用住宅にあっては、居住部分に係る家財道具等の処分に要する経費に限る。（事業活動に用いられる備品、設備、商品在庫等の処分に要する経費を含まない。）	

**【補助金額】**

## 1. 家財道具等処分費補助金

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、同一空き家につき通算1回限り10万円を限度とする。

## 2. 空き家バンク成約奨励金

同一空き家につき通算1回限り10万円とする。

**【実施期間】** 令和8年度から令和10年度まで（令和11年3月中の申請まで受付）

**【申請に必要なもの】**

## 1. 家財道具等処分費補助金

## (1) 共通

- 補助金交付申請書
- 補助対象経費の内訳が確認できる領収書等
- 家財道具等の処分状況を示す写真（処分前後）
- その他町長が必要と認める書類

## (2) 空き家バンク登録物件の所有者（または相続人）

- 【該当する場合】耐震補強工事により新耐震基準相当の性能を有することを証明する書類（耐震診断結果報告書、耐震改修証明書等）
- 【申請者が町外に居住する場合】申請の日前3か月以内に発行された市区町村税等に滞納がないことを証する証明書の原本

## (3) 空き家バンクを利用して売買契約を締結した購入者

- 空き家の売買契約書
- 全部事項証明書（建物）
- 当該空き家を居住の用に供することを確認できる申請の日前3か月以内に発行された住民票の写しの原本

## 2. 空き家バンク成約奨励金

- 空き家の売買契約書
- 【申請者が町外に居住する場合】申請の日前3か月以内に発行された市区町村税等に滞納がないことを証する証明書の原本
- その他町長が必要と認める書類

**【交付までの流れ】**

家財道具等の処分、または売買契約が完了した後に申請が可能。

①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定通知⇒ ④交付請求⇒ ⑤補助金交付

**【備考】**

<b>(58) 子育て世代等新築住宅取得支援事業補助金【新規】</b>	
<b>【担当部署】</b> 企画課定住促進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2133	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003615.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003615.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> 新築住宅を取得された子育て世代等に対し、経済的負担の軽減と定住促進のため、補助金を交付する。	
<b>【補助対象者】</b> 以下の要件をすべて満たす世帯及び建物が対象。 1. 対象となる世帯（子育て世代等） 申請年度の4月1日現在の年齢が、次のいずれかに該当する世帯。 (1) 18歳未満の子を有する世帯 (2) 夫婦のいずれかが39歳以下である世帯  2. 対象となる建物 (1) 延べ床面積（建物の所有権保存登記面積）が75平方メートル以上であること。 ただし、併用住宅においては個人住宅部分が75平方メートル以上であること。 (2) 建築基準法、その他建築物に関する法令に違反していないこと。 (3) 二世帯住宅の場合は、補助対象者が居住する住戸について審査を行い、当該住戸のみを補助対象とする。  3. その他主な要件 (1) 次のいずれかに該当する者で、当該住宅に補助対象者が定住後5年以上居住することを確約できる者。 ア 現に中富良野町に居住している者 イ 本町に住宅建築後3年以内に転入することを確約できる者 ウ 本町に転入することを確約し、本町の住民である1親等以内の親族が当該住宅に居住できる者 (2) 移転補償費等を受けていないこと。 (3) 自らの所有（共有名義を含む。）であること。 (4) 町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していないこと。	
<b>【補助金額】</b> 200万円（現金170万円、中富良野町商工会商品券30万円）	
<b>【実施期間】</b> 令和8年度から令和10年度まで（令和11年3月中の申請まで受付）	

**【申請に必要なもの】**

- 補助金交付申請書
- 住宅建設平面図
- 登記事項証明書（建物の所有権保存登記）
- 世帯全員が記載された住民票（申請の日前3か月以内に発行された住民票の写しの原本）
- 定住確約書
- 代表者指定書
- その他町長が必要と認める書類

**【交付までの流れ】**

住宅が完成し、建物の所有権保存登記及び住民票の異動が完了した後、申請が可能。

①交付申請⇒ ②申請書類の審査及び審査会⇒ ③交付決定通知⇒ ④交付請求⇒ ⑤補助金交付

**【備考】**

- 「併用住宅」や「二世帯住宅」の場合は、補助対象となる範囲に定めがあるため、必ず事前に平面図をお持ちの上、ご相談ください。

<b>(59) 潤いのあるまちづくり事業（チャイルドシート普及促進事業）補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 福祉課社会福祉係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2125	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 1階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000212.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000212.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・チャイルドシートを購入したときまたはリースしたとき「上限1万円」を補助する（1万円を超えない場合は、その金額を補助する）	
<b>【補助対象者】</b> ・満6歳未満の乳幼児を持つ保護者で、本町に在住している運転免許証保有者 ・対象乳幼児1人1台に限る ・購入先は、チャイルドシートを販売している事業者とする ・リース先は、チャイルドシートをリースしている事業者とする ・個人間の譲渡、中古品販売、インターネットオークションなどは対象外とする ・町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していないこと	
<b>【補助金額】</b> 上限1万円（1万円を超えない場合は、その金額）	
<b>【実施期間】</b> 平成11年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・申請書類 ・申請者の印鑑 ・申請者の運転免許証（転居、転入した場合は住所変更を完了していること） ・申請者の振込先のわかる通帳など ・チャイルドシート購入の領収書（レシートでも可） ・チャイルドシートの商品名がわかるもの（取扱説明書） ・その他町長が必要と認める書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込	
<b>【備考】</b> ・対象幼児が住民登録されていることが基本となる（出生前は申請不可） ・本町の住民になる前に購入したものは申請不可	

<b>(60) 住宅リフォーム促進事業補助金【拡充】</b>	
<b>【担当部署】</b> 企画課建築景観係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2133	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000984.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000984.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・住宅のリフォーム工事を行った方に工事費の一部を補助する	
<b>【補助対象者】</b> ・町内に住宅を有し居住する個人で、自己の所有する個人住宅をリフォーム（20万円以上の住宅の補修、改善または設備改善工事等）する方 ・新築住宅に対する補助金を受けていない方（中古住宅は対象）※平成12年度以前は除く ・過去に住宅リフォーム促進事業補助金を受けていないこと（ただし限度額に満たない場合は除く） ・その他の類似する補助金を受けていない方（補助金を受けていない部分は補助の対象とする） ・公租公課を完納している方 ・5年以上居住することを確約できる方	
<b>【補助金額】</b> ・元請が商工会会員の場合は、リフォーム工事費の30%を補助する（千円未満切り捨て）、補助金額の上限は50万円とする。ただし原則として元請が商工会会員でない場合は補助しないが、商工会会員で施工できない場合や、下請けに商工会会員を使用した場合は商工会会員の工事費の15%を補助する（千円未満切り捨て）、この場合補助金額の上限は25万円とする。 ・子育て世帯（申請時に申請年度の4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯）、若者夫婦世帯（申請時点において夫婦であり、申請年度の4月1日時点でいずれかが39歳以下の世帯）、または申請時点において売買により取得して1年以内の住宅をリフォームする場合は上限を50万円の場合は60万円、25万円の場合は30万円とする。 ・補助金は中富良野町商工会商品券での支給となる。商品券の20%は工事費に使えない。また補助金の交付は、同一住宅において期間内（令和10年度末まで）であれば、同一工事でなければ限度額まで補助を受けることができる	
<b>【実施期間】</b> 平成23年7月～令和10年度まで（補助金の請求は各年度内）	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・補助金交付申請書 ・見積書の写し ・施工業者別発注内訳書 ・現場写真（着工前の状況が分かるもの） ・中富良野町住宅リフォームに関する補助にかかる誓約書・承諾書 ・その他町長が必要であると認める書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①補助金交付申請⇒ ②交付決定通知⇒ ③着工・完成⇒ ④完了報告⇒ ⑤補助金決定通知⇒ ⑥補助金の請求⇒ ⑦補助金交付	

**【備考】**

- この制度の申請事務や相談は町商工会（電話 0167-44-2606）で行うため、契約前に事前相談すること
- 工事着工後の申請は受け付けません
- 産廃処理費は補助対象外

<b>(61) なかふエコ住宅支援補助金【拡充】</b>	
【担当部署】企画課建築景観係 【電話番号】0167-44-2133	【窓口の場所】役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002450.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002450.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> 「北方型住宅 2020」を新築され、5年間の定住を確約された方に補助を行います。 ※国、道又は町が実施する他の同様の補助金又は助成金の併用はできません。	
<b>【補助対象者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民または本町に住宅建築後3年以内に転入することを確約できる者もしくは本町に転入することを確約し、本町の住民である1親等以内の親族が当該住宅に居住できる者で、当該住宅に補助対象者が定住後5年以上居住することを確約できる者</li> <li>・ 移転補償費等を受けていないこと</li> <li>・ 自らの所有であること</li> <li>・ 1棟の建物に対して1人の者に1回限り補助する</li> <li>・ 町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していないこと</li> <li>・ 当該住宅の新築が、法令に違反していないこと</li> <li>・ 住宅は、北方型住宅 2020 の必須基準を満たし、きた住まいるサポートシステムに保管されていること</li> <li>・ 1棟の建物について補助対象者が複数ある場合には、当該複数の補助対象者が定めるそのうち1人の者に対して補助するものとする</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> 300万円（補助金内訳：現金 270万円・商品券 30万円）	
<b>【実施期間】</b> 令和4年7月～令和8年度まで	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書類 ・ 印鑑及び振込先など ・ 住宅建設平面図 ・ 登記済権利書（建物の所有権保存登記）</li> <li>・ 住宅ラベリングシート（北方型住宅 2020 基準の記載のあるもの）</li> <li>・ きた住まいるサポートシステム住宅履歴情報管理書の写し（北方型住宅 2020 基準の記載のあるもの）</li> <li>・ 定住確約書（保証人の印鑑証明 同居人は保証人にはなれません）</li> <li>・ 代表者指定書（2名以上の名義で住宅購入している場合）</li> </ul> ※「定住確約書」中、保証人が町外者の場合は保証人の住民票が必要 ※町外からの転入者は、申請者の過去3ヵ年分の納税証明書が必要	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込及び商品券の交付	

**【備考】**

- 申請は登記が完了し、住民異動が完了した後となる
- 併用住宅など自己の居住の用以外に使用する場合や構造上・利用上独立した2世帯住宅で区分登記する住宅を新築される場合は、平面図持参の上、事前にご相談ください

<b>(62) 個人住宅用太陽光発電システム等設置補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 総務課ゼロカーボン推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2122	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002846.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002846.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築または既存住宅に太陽光発電システム等を設置した方に、補助する</li> </ul>	
<b>【補助対象者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築または既存住宅に太陽光発電システム等を設置し、生じた電力を対象住宅で利用する方</li> <li>・発電設備設置者の設備から電力会社の系統へ向かう電力の流れ（逆潮流）で連携する場合は、電力会社と電灯契約を締結すること。</li> <li>・公租公課を完納していること</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「太陽光発電システム」 太陽電池の最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満切り捨て）に5万円を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた金額となります、また20万円を上限とする</li> <li>・「定置用リチウムイオン蓄電池」 蓄電池の容量の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満切り捨て）に5万円を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた金額となります、また10万円を上限とする</li> </ul> ※既存住宅（蓄電池導入必須）の場合、以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・「太陽光発電システム」 太陽電池の最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満切り捨て）に6万円を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた金額となります、また30万円を上限とする。</li> <li>・「定置用リチウムイオン蓄電池」 蓄電池の容量の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満切り捨て）に6万円を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた金額となります、また15万円を上限とする。</li> </ul>	
<b>【実施期間】</b> 平成23年7月～令和9年度まで（各年度3月末までに補助金の請求）	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書</li> <li>・太陽光発電システム等設置に係る図面（太陽電池モジュールの設置状況が確認できる平面図、立面図等）</li> <li>・対象システム設置に係る工事請負契約書の写しまたは売買契約書の写し</li> <li>・太陽電池最大出力、定置用リチウムイオン蓄電池容量それぞれ合計値が確認できるものの写し</li> <li>・誓約書、承諾書 (町外に居住している場合は、同意書の代わりに現に住所を有する市町村が発行する納税証明書)</li> <li>・承諾書（自己の所有しない住宅等に設置する場合のみ）</li> <li>・その他、町長が必要と認める書類</li> </ul>	

**【交付までの流れ】**

①補助金交付申請⇒ ②交付決定通知⇒ ③着工・完成⇒ ④完了報告⇒ ⑤補助金決定通知⇒  
⑥補助金の請求⇒ ⑦補助金交付

**【備考】**

- ・中富良野町個人住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付要綱別表 1 に準じた未使用品とする

<b>(63) 住まいのゼロカーボン化推進事業（断熱改修）補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 総務課ゼロカーボン推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2122	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003001.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003001.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・既存住宅の断熱リフォーム等住宅省エネルギー化を行う方に補助する。	
<b>【補助対象者】</b> ・個人住宅の所有者で、国が実施する次の補助事業（以下「対象補助事業」という。）の交付決定を各年度4月1日以降に受けた方 対象補助事業：「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」（設備等一部対象外） 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO <sub>2</sub> 加速化支援事業（先進的窓リノベ2026事業）」 「みらいエコ住宅2026事業（リフォーム）」（一部対象外）	
<b>【補助金額】</b> ・「国の対象補助事業の補助金額」に3分の1を乗じて得た額（上限額20万円） ※100円未満端数切捨て ・国の対象補助事業の補助金額との合計額が、対象補助事業工事費の2分の1を超えないこと。	
<b>【実施期間】</b> 令和7年度～令和9年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・交付申請書（添付書類については、以下のとおり）の提出 添付書類）①交付決定通知書等の写し（国の対象補助事業） ②工事請負契約書の写し（工事費内訳書、明細書含む） ③施工箇所の施工前後の写真 ④その他、町長が必要と認める書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①国の補助金交付申請⇒ ②国の交付決定通知⇒ ③町の補助金交付申請⇒ ④補助金決定・交付 ※着工のタイミングについては、それぞれ国の対象補助事業により違いがあります。	
<b>【備考】</b>	

<b>(64) 住まいのゼロカーボン化推進事業（省エネ設備等）補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 総務課ゼロカーボン推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2122	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003001.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003001.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・既存住宅の省エネルギー化を行う方に補助する。《高効率給湯器》《エアコン》	
<b>【補助対象者】</b> ・町内に居住する方、又は町内に居住する予定のある方	
<b>【補助金額】</b> 《高効率給湯器》 本体購入額×1/3（上限額 15万円） 《エアコン》 本体購入額×1/3（上限額 5万円） ※対象製品等について、詳しくは町ホームページをご確認ください。	
<b>【実施期間】</b> 令和7年度～令和9年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・交付申請書 ・契約書の写し、及び内訳明細書 ・設置機種のカタログ ・誓約書兼承諾書 （町外に居住している場合は、承諾書の代わりに現に住所を有する市町村が発行する過去3年分の住民税の納税証明書） ・その他、町長が必要と認める書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①補助金交付申請⇒ ②交付決定通知⇒ ③着工・完成⇒ ④完了報告⇒ ⑤補助額決定通知⇒ ⑥補助金の請求⇒ ⑦補助金交付	
<b>【備考】</b>	

<b>(65) 木質ペレットストーブ等設置補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 総務課ゼロカーボン推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2122	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003002.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003002.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら居住する住宅への木質ペレットストーブ等設置する方に補助する。            ※木質ペレットストーブ等：木質ペレットストーブ、薪ストーブ</li> <li>・設置する木質ペレットストーブ等は、二次燃焼機能、またはこれと同等以上の機能を有すること。            （熱効率が木質ペレットストーブで70%以上、薪ストーブで60%以上の機能）</li> </ul>	
<b>【補助対象者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に居住する方、又は町内に居住する予定のある方</li> </ul>	
<b>【補助金額】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質ペレットストーブ等「本体購入経費」に2分の1を乗じた額（上限額 15万円）            ※100円未満端数切捨て</li> </ul>	
<b>【実施期間】</b> 令和6年度～令和8年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書</li> <li>・契約書の写し、及び内訳明細書</li> <li>・設置機種のカタログ</li> <li>・誓約書兼承諾書            （町外に居住している場合は、承諾書の代わりに現に住所を有する市町村が発行する過去3年分の住民税の納税証明書）</li> <li>・その他、町長が必要と認める書類</li> </ul>	
<b>【交付までの流れ】</b> ①補助金交付申請⇒ ②交付決定通知⇒ ③着工・完成⇒ ④完了報告⇒ ⑤補助額決定通知⇒ ⑥補助金の請求⇒ ⑦補助金交付	
<b>【備考】</b>	

<b>(66) 町民手づくり事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 企画課まちづくり推進係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2133	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000068.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000068.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・住民自らがまちづくりのため、創意工夫し企画した事業及び活動等に対し補助 （構成員が5名以上で複数の町民を含み主に町内で事業を行う団体に限る）	
<b>【補助対象事業】</b> ①事業計画や費用が実現可能で妥当なものと認められ、次のいずれかに該当するもの ア. まちづくりに熱意やアイデアを持つ住民が、自主的に実施する住民組織づくりまたは住民組織づくりのための事業企画を目的とする事業 イ. 住民組織（以下「住民組織等」という。）自らが実施するまちづくりに関する事業 ②事業の性質について、次のいずれかに該当するもの ・不特定多数または社会の利益につながるもの   ・独自の発想や新たな視点のもの ・波及効果や新たな展開を期待できるもの   ・将来的に自立し継続が見込めるもの ③地区を限定する事業にあっては、当該地区の同意を既に得てあるもの <b>【対象外事業】</b> ①政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とするもの ②国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の交付を受けているもの ③対象事業アの事業で、既に本事業の補助金の交付を受けたことがあるもの ④対象事業イの事業で、既に3回本事業の補助金の交付を受けたことがあるもの ⑤その他町長が適当でないと認めるもの	
<b>【補助金額】</b> ・対象事業 ア：補助率10/10以内（上限10万円） イ：補助率6/10以内（上限30万円） <b>【対象外経費】</b> ・住民組織等にかかる事務所等の維持経費、経常的な事業に要する経費、構成員による会合の飲食費、構成員に対する人件費及び謝礼	
<b>【実施期間】</b> 平成20年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・申請書類   ・印鑑   ・振込先のわかる通帳など   ・その他町長が必要と認める書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①申込書提出⇒ ②申込内容の審査⇒ ③承認決定⇒ ④申請書の提出⇒ ⑤交付決定⇒ ⑥申請事業の実施⇒ ⑦申請事業の実績報告⇒ ⑧交付確定通知⇒ ⑨指定口座へ振込	
<b>【備考】</b> 新農村づくり総合支援事業、商工観光みらい応援事業など、他の補助事業に該当する事業は対象外	

### 3. その他の事業

○町では主な補助事業の他にも様々な事業等があります。詳しくは担当課へ問い合わせください。

補助事業等名称	概 要	担当課	電話番号 (0167)
地域間交流人材育成研修事業	地域づくり等の人材育成につながる研修の費用を補助	企画課	44-2133
飛び出し注意看板貸出事業	幼児の交通事故防止のための看板を貸出	総務課	44-2122
子ども・子育て支援事業	こども園等入所園児の保育料、一時保育、延長保育事業等の補助	福祉課	44-2125
温浴施設利用券交付事業	満 70 歳以上の方に温浴施設入浴券を交付	福祉課	44-2125
配食サービス事業	概ね 65 歳以上の独居及び高齢者世帯に食事の配達を行う	福祉課	44-2125
緊急通報用電話機設置事業	65 歳以上の独居及び高齢者世帯等に対して緊急通報用電話機を設置する	福祉課	44-2125
小型家庭用電子機器回収	小型家庭用電子機器を無料回収（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機を除く）	税務住民課	44-2124
不法投棄防止対策等地域活動支援事業	地域における自主的な不法投棄防止対策や環境美化活動に努める町内会・区会、団体または個人に対し、その対策に必要な資材を支給する。	税務住民課	44-2124
文化・スポーツ活動奨励金	全国及び国際大会等の出場に奨励金を支給	教育課	44-2204
なかふらの夢・未来応援事業	中学生を対象に将来実現したい夢を募集し、選考した夢を支援する	教育課	44-2204

メ モ

『令和8年度版中富良野町補助金等ハンドブック』  
発行 / 中富良野町（企画課 未来戦略係）  
〒071-0795 北海道空知郡中富良野町本町9番1号  
TEL 0167-44-2133 FAX 0167-44-4876  
HP <https://www.town.nakafurano.lg.jp/>  
E-mail [nakafu@nakafurano.jp](mailto:nakafu@nakafurano.jp)

詳しい事業内容は、下記担当課へお問い合わせください

(中富良野町役場 電話番号一覧)

担 当 課	電 話 番 号	F A X 番 号
総務課・選挙管理委員会	0167 - 44 - 2122	0167 - 44 - 2127
企 画 課	0167 - 44 - 2133	0167 - 44 - 4876
農 林 課	0167 - 44 - 2106	0167 - 44 - 4876
税 務 住 民 課	0167 - 44 - 2124	0167 - 39 - 3884
会 計 課	0167 - 44 - 2999	0167 - 39 - 3884
建 設 水 道 課	0167 - 44 - 2123	0167 - 44 - 2401
農 業 委 員 会	0167 - 44 - 2227	0167 - 44 - 2401
議 会 事 務 局	0167 - 44 - 3985	0167 - 44 - 2127
福 祉 課	0167 - 44 - 2125	0167 - 44 - 4300
教 育 委 員 会	0167 - 44 - 2204	0167 - 44 - 2954
なかふらのクリニック	0167 - 44 - 2020	0167 - 44 - 2470
こ ぶ し 苑	0167 - 44 - 2000	0167 - 44 - 2900
消防署中富良野支署	0167 - 44 - 2119	0167 - 44 - 3696